

提出第一二八号)

○根本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商品取引所法の一部を改正する法律案、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案並びに不正競争防止法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官田口義明君、内閣府国民生活局長永谷安賀君、法務省民事局長房村精一君、法務省刑事局長樋渡利秋君、外務省大臣官房参考官高原寿一君、文部科学省大臣官房審議官徳永保君、農林水産省大臣官房審議官田中孝文君、経済産業省大臣官房商務流通審議官青木宏道君、経済産業省大臣官房審議官桑田始君、経済産業省経済産業政策局長杉山秀二君、経済産業省通商政策局通商機構部長田中伸男君及び経済産業省商務情報政策局消費経済部長小川秀樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○根本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○根本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。村井宗明君。

○村井(宗)委員 民主党の村井宗明です。よろしくお願いします。

今回のこの法律案で、分離保管義務、取引所外での決算を可能とする清算機関、市場横断的な包括許可、そういうたった先物の市場をさらに発展させるためのいい法律ができたと思っています。しかし、この法律、まだ問題点があります。それは、先物市場で困っている消費者とも言つていいべき

一般委託者が非常に多いことなんです。そして、今、日本弁護士連合会の方から、こういった先物被害白書という白書が出ています。非常にたくさん取引をしながらどんどん損失を出している。

私は、この問題に特化をして質問をさせていただきます。そのように思っています。

商品先物取引にかかる事件、事故、トラブルなどにつきましては、新聞報道に見られますとお

り、依然として悲惨なケースが後を絶たない状況なんです。特に、全くの初心者や高齢者が多額の損害をこうむったり、商品先物取引を原因とする公金横領事件すら発生したりしております。ま

た、委託者と商品先物会社との訴訟も多数見られました。この弁護士会が出した先物被害白書の中にも、たくさん裁判が起つていて、そして、大

体、自分自身の過失もあるということで、結局、被害額の二割から三割ぐらいしか戻つてこない、そういうふたケースが非常に多いんです。

普通、新しい投資の証券で商売をするといえれば、五百万円投資をした場合、勝てば五百三十万、負ければ四百七十万、これが通常です。しかし、商品先物は違います。勝てば二倍になるものの、負ければゼロになる。もしくは、五百万円投資したところで、さらに百万、二百万追加しなければならないということすらあります。そういう実態の中で、やはり私たちは、そういった一般委託者が先物の被害に遭うこと、ここをしっかりと食いとめなければならぬと思っていました。

今回、この法改正を審議するに当たっては、この商品先物取引の現状、特に、保護する必要のある弱い立場の一般委託者の被害やトラブルの実態をしつかりと把握する必要があると思います。

そこで、まず、商品先物取引の監督官庁にお伺いします。

商品先物取引に関する強引な勧誘、そして悪質な取引によると思われる被害の実態について、経済産業省、農林水産省はどのように調査、把握し

典型的な事例などを含め、御答弁お願ひいたします。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

近年、我が国の商品先物市場は、石油市場を中心には非常に拡大をいたしております。残念ながら、これに伴いまして委託者トラブル件数も増加傾向が見られます。

私ども経済産業省において受け付けておりますいわゆる苦情相談件数でございますけれども、平成十五年度、まだ速報値ではございますけれども、三百五十九、十四年度五百六十六、十五年度は速

も、六百七十件でございます。これは、前年の四百二十二件から比べますと相当の増加でございますけれども、実は、本年一月に許可を取り消しました。三十年ぶりでございますけれども、大手商

品取引、これに関します返還遅延の苦情といったようなものも一因ではございます。

村井委員から、典型的なトラブル事例といふ御指摘ございましたけれども、私どもが把握しています中には、商品取引員が商品先物の経験のない主婦に大変執拗な勧誘を行つた、その結果、商品先物の仕組みや危険性について十分認識しないまま取引を開始した、あるいは、委託手数料稼ぎのために頻繁な売買を繰り返させ損失を増大させたというような事件もございました。

もう少し網羅的な数字で申し上げますと、自主規制団体でございます日本商品先物取引協会、日商協というものがございます。昨年の事例で申し上げますと、全苦情の約半数が、先ほどの許可の取り消しをされました企業のこともございまして、返還遅延が最も多く、約過半を占めているところ

でございます。そのほか、無断売買、仕切り拒否等々ございますが、今回、抜本的に私ども強化をしております例えば不当勧誘の関係これは約一

二%でございます。説明の義務を怠つてゐるといふのが約一四%でございます。

○村井(宗)委員 お答えありがとうございます。

また、来週の経済産業委員会の中では、さらに商協というものがございます。昨年の事例で申し上げますと、全苦情の約半数が、先ほどの許可の取り消しをされました企業のこともございまして、

返還遅延が最も多く、約過半を占めているところ

でございます。そのほか、無断売買、仕切り拒否等々ございますが、今回、抜本的に私ども強化をしております例えば不当勧誘の関係これは約一

二%でございます。説明の義務を怠つてゐるといふのが約一四%でございます。

それから、損益の関係でございますが、これは私どもが商品取引員に行いましたアンケート調査でございますけれども、昨年の例で申し上げますと、一般委託者につきましては、利益方が二七

%、これに対しまして損方、損失の方が七三%でございます。

○田中(孝)政府参考人 農水省の件についてお答え申し上げます。

農林水産省においては、本省の総合食料局商品取引監理官及び各地方にあります農政局において商品先物取引に関する苦情や相談を受け付けております。その件数でございますが、十三年度三百五十九、十四年度五百六十六、十五年度は速

も、六百七十件でございます。これは、前年の四百二十二件から比べますと相当の増加でございますけれども、実は、本年一月に許可を取り消しました。三十年ぶりでございますけれども、大手商

品取引、これに関します返還遅延の苦情といったようなものも一因ではございます。

これらに關しまして、会社別にその苦情あるいは相談の内容等について簡単な分類、整理を行つております。その件数でございますが、十三年度三百五十九、十四年度五百六十六、十五年度は速

くも守られていないといった御主張の苦情、それから、いわゆる手じまいをおくらせるという仕切りの遅延という苦情がかなり多くなつてござります。

これらに關しまして、会社別にその苦情あるいは相談の内容等について簡単な分類、整理を行つております。その件数でございますが、十三年度三百五十九、十四年度五百六十六、十五年度は速

くも守られていないといった御主張の苦情、それから、いわゆる手じまいをおくらせるという仕切りの遅延という苦情がかなり多くなつてござります。

以上でございます。

○村井(宗)委員 お答えありがとうございます。

また、来週の経済産業委員会の中では、さらに細かい数字、特に、一般委託者がどのくらいの割合で取引をしているのか、さらに、どのくらいの一般委託者、大口じゃない小口の投資家の方々が損をしたり得をしたりしてゐるのか、具体的な数字を我が民主党の方からさらにお聞きすることになると思いますので、きょうは一たんここまでとしますが、さらに準備の方、よろしくお願ひいたします。

この商品先物取引については、俗に、先物取引に手を出すとか、先物取引に引っかかるとか言われますように、業界全体がかなり古い体质の、しかも、相場師的なイメージといいますか、何とな

<p>く前近代的な感じがつきまとっています。他の金融や証券の分野がIT化し国際化していく中で、この日本の商品先物取引だけは体質改善がおくれてしまつたのは、単に業界のみならず、行政にも責任の一端はあるかもしれません。相変わらず後を絶たない商品先物取引をめぐるトラブルや古い体質の続く業界について、とりわけその指導についてどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。</p> <p>○江田大臣政務官 先生御指摘の無理な勧誘、そして取引に当たつての委託者保護に欠けるような行為に関するトラブル、こういうことに関しまして、農林水産省とも密接な連携のもとにこの指導監督を行うとともに、法令違反をした場合においては厳正な行政処分を行つてあるところをご存じます。</p> <p>具体的に申しますと、まず、商品取引員から財務状況を、また委託者資産の分離保管状況、それから委託者とのトラブルの状況等につきまして定期的に報告をさせております。財務、業務についての不斬の監視、指導を行つてあるところをご存じます。また、年間、全取引員といえど九十七社あるんですが、その三分の一程度に当たる三十社前後の商品取引員に対して立入検査を実施して、財務、業務の内容について詳細な調査を行つてあるところをご存じます。</p> <p>これらの監視、調査によりまして法令違反を確認した場合には行政処分ということになりますが、具体的には、平成十年から最近六年間で三十件の業務改善命令、業務停止命令等の処分を実施したところをご存じます。</p> <p>また、先ほど審議官の方からもありましたけれども、自主規制機関である日本商品先物取引協会、日商協におきましては、次のような業務を実施しているところでございまして、一つは、商品取引員が法令や自主規制規則に違反した場合には、過怠金の賦課による制裁を行う。過怠金に関しては数千万レベルもあるということでございます。それから一点目に、外務員の登録制度を運用</p>
<p>しまして、研修を行つとともに、違反した場合には職務停止させる。さらには三項目に、トラブルを解決するため、紛争に至つた場合には、無償で専門の弁護士等によるあつせん、調停も行う。</p> <p>これらによりまして、経産省と農林水産省と連携しまして、商品取引員の業務の適正確保に取り組んでいるところでございます。</p> <p>○村井(宗)委員 ありがとうございます。</p> <p>いろいろな被害のケース、トラブルの実例などをお聞きしますと、まず第一に、素人がねらわれています。無差別に、しかもしつこく行われている電話勧誘、そして、先物取引の仕組みや危険性についての十分な説明がなされていない場合がございます。</p> <p>個人の能力や資金力を度外視した過剰な反復取引などが委託者の意向に反して行われていることなどが挙げられていると思います。素人の委託者、商品先物取引の知識や経験のない一般消費者を保護する観点は、決して見落としてはならないものだと思います。</p> <p>国民生活センターには、商品先物取引に関してどのような苦情や相談が寄せられていますか。典型的な事例、具体的な事例も含めて、最近の傾向をお聞きします。</p> <p>国民生活センターには、商品先物取引について引きぎり込まれてしまう問題です。自宅や勤務先に無差別に繰り返しかかつてくる電話による勧誘が、新規委託者のほとんどすべての人の入り口、きっかけになってしまっています。特に指摘しなければならないのは、ひとり暮らしのお年寄りや家庭の主婦など、明らかに知識と経験を持たないと思われる素人に対して執拗な電話勧誘が行われているということなんですね。</p> <p>そして、さらに悪質だと言わなければならぬことは、商品先物取引の危険性をよく説明しないことです。例えば、今国民生活センターの方がおつしやられたように、絶対もうかりますとしか言わない場合もあります。もつとひどいケースに限ります。この部分に関しては、今回の法律の改正案に入ってきたので、ある程度対応できたと思うのですが、このような事例は、商品取引員の体質というよりも、ある意味、モラルの問題であると思います。いつまでたっても同じような電話勧誘が行われ、毎年毎年新たな被害者が発生している現状を自ら的には改善できないのであれば、規</p>
<p>関するものといたしましては、例えば、何回断つてもしつこく勧誘を受けるといったようなもの、あるいは、絶対にもうかると言わせて契約をしたもののが多額の損失を受けてしまつたといったような事例が見られます。また、取引内容に関するものといたしましては、例えば、ある商品の先物取引を行つていたが、業者が勝手に別の先物取引を行つてしまつた、あるいは、解約をしようとしてもなかなか解約に応じてくれないといたしましたが解約に応じてくれないといったような事例が見られます。</p> <p>○村井(宗)委員 ありがとうございます。</p> <p>今おつしやられたように、勧誘などについて非常にたくさんのトラブル、問題が起つていています。そこで、勧誘方法の問題に入りたいと思います。一般的な判断の提供が行われていること。第三に、個人の能力や資金力を度外視した過剰な反復取引などが委託者の意向に反して行われていることなどが挙げられています。素人の委託者、商品先物取引の知識や経験のない一般消費者を保護する観点は、決して見落としてはならないものだと思います。</p> <p>国民生活センターには、商品先物取引について引きぎり込まれてしまう問題です。自宅や勤務先に無差別に繰り返しかかつてくる電話による勧誘が、新規委託者のほとんどすべての人の入り口、きっかけになってしまっています。特に指摘しなければならないのは、ひとり暮らしのお年寄りや家庭の主婦など、明らかに知識と経験を持たないと思われる素人に対して執拗な電話勧誘が行われているということなんですね。</p> <p>そして、さらに悪質だと言わなければならぬことは、商品先物取引の危険性をよく説明しないことです。例えば、今国民生活センターの方がおつしやられたように、絶対もうかりますとしか言わない場合もあります。もつとひどいケースに限ります。この部分に関しては、今回の法律の改正案に入ってきたので、ある程度対応できたと思うのですが、このような事例は、商品取引員の体質というよりも、ある意味、モラルの問題であると思います。いつまでたっても同じような電話勧誘が行われ、毎年毎年新たな被害者が発生している現状を自ら的には改善できないのであれば、規</p>
<p>制していくしかないと思います。</p> <p>ここで、この一般消費者への不招請勧誘の規制についてお尋ねしなければなりません。個人からの依頼もしていないのでかかつてくる電話勧誘は、法律で禁止するしかないのではないであります。また、取引内容に関するものといたしましては、商品取引員の業務の適正確保に取り組んでいるところでございます。</p> <p>○青木政府参考人 顧客が望む場合を除く電話等によります勧誘を一律に禁止いたします、いわゆる不招請勧誘の一律禁止につきましては、やはり常にたくさんのトラブル、問題が起つていています。一般的な判断の提供が行われていること。第三に、個人の能力や資金力を度外視した過剰な反復取引などが委託者の意向に反して行われていることなどが挙げられています。素人の委託者、商品先物取引の知識や経験のない一般消費者を保護する観点は、決して見落としてはならないものだと思います。</p> <p>本人からの積極的希望はないにもかかわらず、言葉巧みな繰り返しかかつてくる電話勧誘によつて引きぎり込まれてしまう問題です。自宅や勤務先に無差別に繰り返しかかつてくる電話による勧誘が、新規委託者のほとんどすべての人の入り口、きっかけになってしまっています。特に指摘しなければならないのは、ひとり暮らしのお年寄りや家庭の主婦など、明らかに知識と経験を持たないと思われる素人に対して執拗な電話勧誘が行われているということなんですね。</p> <p>そして、さらに悪質だと言わなければならぬことは、商品先物取引の危険性をよく説明しないことです。例えば、今国民生活センターの方がおつしやられたように、絶対もうかりますとしか言わない場合もあります。もつとひどいケースに限ります。この部分に関しては、今回の法律の改正案に入ってきたので、ある程度対応できたと思うのですが、このような事例は、商品取引員の体質というよりも、ある意味、モラルの問題であると思います。いつまでたっても同じような電話勧誘が行われ、毎年毎年新たな被害者が発生している現状を自ら的には改善できないのであれば、規</p>

うに、少額で大変多額の取引をする、いわばてこの原理が相当働くということでございますし、リスクはまさにその裏腹でございまして、この取引により損失が生ずるおそれがあり、かつ、損失の額が証拠金を上回るおそれがあるということをしつかり説明させるということであろうかと思ひます。そしてその段階で、やはりハイリスクの取引はもう勧誘を断りたいということで断ります、そこで引き続きあるいはまた再度勧誘をする、こどもの法的措置、いろいろ講じておりますけれども、何よりも実効が大変重要であろうと思つております。本法案成立後、できるだけ速やかに、関係者の意見も聞きながら、具体的なガイドライン、これを策定いたしまして国民に公表をしていきたい、このように考えておるところでございます。

○村井(宗)委員 この不招請勧誘、特に電話による一般家庭への無差別的な営業がトラブルや被害の温床になつてゐると思います。いわゆる説明義務の違反や断定的判断の提供といった問題も、すべての出発はこの不招請勧誘を野放しにしてしまうか。このような勧誘方法を野放しにしていることが、日本の商品先物市場の国際化をおくらせており、また、当業者や機関投資家からの信頼を確立できない一因になつてゐるのではないか。

○坂本副大臣 私からお答えを申し上げます。

本当に、一般的個人の方が、望まない電話とか訪問によって、しかも、商品取引の仕組みやリスクもわからないまま取引に入つてしまつて、そしてトラブル発生、これはいっぱいあるんですね。これは厳に絶対なくさなきやならぬ、こう私たちは思つております。

○青木政府参考人 法の運用でございますので事務方の方から御報告をさせていただきます。

再勧誘の禁止の運用のガイドラインでございますけれども、顧客に対するアプローチから勧誘の段階の進展に応じて具体的に……（発言する者あり）

○根本委員長 ちょっとお待ちください。言つていただいた後でまたお答えをさせます。

○青木政府参考人 遵守すべき事項を明らかにしたいと思っております。

今、村井委員御指摘ございましたけれども、私も、この内容については今後検討してまいりました。特に、相手の勧誘の話を聞く意思があるかどうかを最初に確認するようガイドラインで徹底していただきたい、そのように思います。

○村井(宗)委員 御答弁ありがとうございます。

今大臣のおっしゃられたような決意を持つて、特に、相手の勧誘の話を聞く意思があるかどうかを最初に確認するようガイドラインで徹底していただきたい、そのように思います。

○中川国務大臣 今、確かに、大臣に問うという

ことで副大臣が答弁をしましたし、その後、事務

方からの答弁でございました。内容は今申し上げたとおりでございます。

いずれにしても、委員御指摘のとおり、冒頭か

す。そうしないと、被害やトラブルは根絶できな

いと思います。少なくとも、相手構わず無差別に

行っている個人の自宅への電話勧誘や訪問勧誘

は、法律による歯どめが必要な状況になつてきて

いると思います。

そこで、大臣にお尋ねします。

確かに、今回の改正案、二百十四条の条文にお

いても、顧客に対して前もつて商品先物会社であ

ることを名乗らなければならない、ここになりま

した。そして、一度勧誘を受けて断つた相手に再

度勧誘することは禁止されました。

この辺は一步前進しました。

しかし、ここで強く申し上げたいことは、この文言からは読めない、商品先物取引の話や具体的な勧誘につながる説明に入る前に、相手に勧誘の話を聞く意思があるかどうかをまず確認が必要だということなんです。具体的な話が必要だということなんです。具体的な話に入る前に相手の意思確認をすることに、法律でそのための歯どめをする必要があると思いますが、どうでしょうか、副大臣。

○青木政府参考人 法の運用でございますので事務方の方から御報告をさせていただきます。

再勧誘の禁止の運用のガイドラインでございますけれども、顧客に対するアプローチから勧誘の段階の進展に応じて具体的に……（発言する者あり）

○根本委員長 ちょっとお待ちください。言つて

いただいた後でまたお答えをさせます。

○青木政府参考人 遵守すべき事項を明らかにし

たいと思っております。

今、村井委員御指摘ございましたけれども、私は

ただいた後でまたお答えをさせます。

○青木政府参考人 遵守すべき事項を明らかにし

たいと思っております。

今、村井委員御指摘ございました

危険性についての十分な説明がないままに、最初から大きな取引や無意味な反復取引に引きずり込まれてしまう被害が生じています。この新規委託者の保護については、平成十年の法改正に当たつて規制緩和の名のもとに従前の自主規制が緩和されてしまつたため、結果として、未経験の新規委託者は業界の言いなりになつてしまい、被害やトラブルにつながつてしまつているのではないかでしょうか。

この新規委託者については、商品取引員に対し何らかの保護措置を義務づける必要があると考えますが、いかがでしようか。例えば、最初の三カ月間の取引数量や金額に上限を設定するということはいかがでしようか。お伺いいたします。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。
村井先生おつしやいましたように、新たに委託者になる、こういう場合、そもそも、真に商品先物のリスク等を理解して主体的な判断が行える、こういう方に参加をいただくというのが極めて重要な要でございます。

そこで、まず冒頭、適合性原則でござりますけれども、私ども、從来、この適合性原則といいますのは行政処分の事由でございましたけれども、今回、そもそも法律上の義務といたしました。これによりまして、法的効果といたしましては、業務改善に加えまして、六月以内の業務停止、あるいは、最終的には許可の取り消しといった大変厳しい措置も可能となつたところでございます。

その実効の担保でございますけれども、これも、今後、その運用ガイドライン、できるだけ詳細なものをつくって公表していただきたいと思います。それから二点目、今委員御指摘ございましたように、取引開始後にも適合性原則は当然適用されるわけでございます。したがいまして、例えば習熟期間、これは、全く未経験の委託者の場合、取引後一定期間、例えば原則として取引量を一定基準以下とする、その例外はできるだけ具体

的に定めて、かつ、それを認めるかどうかというのは厳正な社内審査手続のもとに限つて認める、こういったことをやりたいと思います。

ポイントは一点あると私は思つております。一点は、できるだけ明確な要件を定めるということです。二点目は、社内の審査手続を今までございます。つまりして法令違反が発生した場合には、これは一外務員の問題ではなく、むしろ会社としての問題としてその責任を追及する、そういう体制をきちんと構築していきたい、かように考えております。

○村井(宗)委員 ありがとうございます。
今おつしやられたような明確な要件、これを定めたいということですが、その内容もオープンに今後していただきたいと思います。

次に移ります。やはり一般委託者の取引上の保護に関する問題です。

大臣は、客殺し商法という言葉を御存じですか。

商品先物業者が言葉巧みに一般個人を先物取引に誘い込み、何度も取引を繰り返させ、多額のお金

を次から次へとつぎ込ませては、取引量を瞬く間に拡大させてしまい、あげくの果てには、

この客殺しという言葉は、民事裁判の判決でも認定されています。具体的には、両建て、転がし、向かい玉などがあります。先物取引の裁判では、これらとの取引の違法性が数多く認定されており、業者側に損害賠償を命ぜる判決も数多くあります。

最初に両建てです。現在、両建てについては、商品取引所法施行規則で、同一限月かつ同一枚数の両建て勧誘のみが禁止されています。しかし、

たゞ、同一商品に全く同量の反対玉を建てると

いうことになりますと、これは、本来手じまうべき取引を商品取引員が両建てで誘導して、そこで手数料稼ぎに悪用する、こういったおそれがございます。そうしたことでもございまして、私ども、これでは、月が違えばいいということになつてしまつます。あるいは、同じ月であつても、数量が少しども異なればいいということになつてしまつます。言つてみれば、業者側に脱法的とも言えるお墨つきを与えてしまつてゐるのではないかと考

えられます。まさに国民生活センターの指摘の言葉にあるように、両建ては委託者を泥沼に引きずり込む常套手段なのです。

次に、向かい玉です。これも客殺しの手法の一とと言われています。商品取引員が委託者から受託した取引と対応させて、売りには買いを、買いには売りを、同じ量を建てるか、またはその差額だけの反対の取引を建てる場合があります。これも、民事訴訟では、客殺しが可能と認められている判決が出ています。

また、転がしと言われている特定売買は、両建日に廃止されてしまつたのです。事前規制から事後規制へ、または規制緩和という大義名分はあつたのかもしれません、結果として業界の体质改善にはつながらなかつたのではないかと言わざるを得ません。そして、客殺しの被害が続くことになつてしまつたのではありませんか。

そこで、お伺いいたします。

今申し上げました両建ての勧誘を法律で禁止することを検討すべきではないでしょうか、お伺いいたします。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、両建て、これは同一の商品に売りと買いの双方の建て玉をするわけでございまして、その結果、価格変動リスクを限定する売買手法の一つではござります。

ただ、同一商品に全く同量の反対玉を建てるということになりますと、これは、本来手じまうべき取引を商品取引員が両建てで誘導して、そこで手数料稼ぎに悪用する、こういったおそれがございます。そうしたことでもございまして、私ども、

これがを省令で禁止しているわけでございま

す。

今委員御指摘いただいたように、例えば、それ

では一枚でもといったわずかな差があるときには、これは同一でございませんので、そういう

場合も脱法として使われるのではないか、こういふ御指摘がございました。これを、法律はもとより、省令で規定するというのはなかなか難しくうございます。

御案内のとおり、今回の法律改正におきまして、実は業務改善命令の発動対象を、従来は限定列挙をいたしてございました。これを今回、委託者の保護に欠ける場合には発動できるというふうに、非常に広範な命令措置を講じることを御提案しております。また、その違反につきましては、

従来、行政罰としてわずか五十万円でございましたけれども、今回は刑罰を適用するということであり、一年の懲役あるいは三百万円の罰金と、大変思い切った刑罰を用意しております。

私どももいたしましては、こうした悪用がなされないように、よく市場を注意して、業務改善命令をちゅうちょなく発動し、その取り締まりに厳正に当たつてまいりたいと思っております。

○村井(宗)委員 商品取引員が自社の投機目的で向かい玉を建てるような、明らかに不適切な向かい玉は規制を強化すべきと考えますが、いかがで

しょうか。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆる向かい玉でござりますけれども、商品取引員が顧客の売買取引を操縦できるような、すなわち非常に顧客が商品取引員に依存をしているような場合、この顧客を犠牲にして自己の利益を追求するおそれがございますので、現在、省令においてこれを禁止しているところでござります。

これを専ら過大ということで禁止しているわけ

ござりますけれども、これもどういう場合に本当に禁ずるべきか、これはなかなか定量的に規定するのには難しいところがございます。

そういう意味で、現在、省令で規定をしているわけでござりますけれども、今後、先ほど申し上げましたような業務改善命令、これを活用いたしまして、その実態を踏まえて厳正に対処してまいりたいと思っております。

○村井(宗)委員 次は大臣に対する質問なん

すけれども、今ちよつと席を外されたようなので、一たん、通告の順番とは逆になりますが、先に別の質問をしてから、いまもう一度、両建てそして向かい玉の話に戻りたいと思います。

今回の改正の目的もありますが、日本の商品先物市場を国際的に通用する信頼の高いものにしていくためには、ルール違反に対する厳しい制裁が必要だと考えます。規制緩和とか、事前規制から事後規制へとか、自主規制の尊重といった理念が通用するのは、それと並行して、あるいは比例して、みずから厳格な違法精神と高いモラルが要求されてくるのではないでしようか。

そこでお聞きいたしますが、委託者は、民法的には、違法行為に基ついた取引は取り消すことができるようになります。加えて、商品取引員は損害賠償義務を負うこと明記することを検討すべきではありませんでしようか、お伺いいたします。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

まず、取り消しでございますけれども、先生御案内とのおり、この民法の意思表示の特則といたしまして、現在、幾つかそういうものが認められているケースがございます。

これを要約しますと、第一に、違反行為が明確であるということ、かつ、その違反行為の結果、顧客が契約の重要な事項について、いわば必ず誤認をするといったような因果関係がそこに存在する、これを定型的に推認できるといったような場合に限って、被害者の救済を円滑化する上で必要と認められているものでございます。

違法行為に基づいた取引については、確かにそれは違法でございますけれども、ただ、違法行為一般が直ちに顧客が契約の重要な事項について誤認をするという因果関係が存在するほど定型的に推認する、これはなかなか難しいところでござります。

また、同様のことと、損害賠償責任についてもお尋ねがございました。これも民法の不法行為の特例を定めるものでございまして、一定の事実が

ある場合に、他の条件とはかわらず直ちに不法行為の成立を認めるという大変重大な一般則の例外でございます。現在認められる場合には、通常、法律上一定の行為が違法であるとして具体的かつ明確に定めることができるということが一つ、二つ目は、その違法行為が損害と因果関係があるということが定型的に推定できるといったような要件がございます。行為者の不法行為による損害賠償責任を無過失に認めることによりまして、そういう場合に限つて被害者の救済が図られるというものでございます。

なお、今は説明義務違反につきましては、私ども無過失損害賠償責任を導入いたしております。この理由は、その説明義務というものの内容が大変明らかであるということと、説明義務違反と損害との因果関係がかなりはつきりしている。現に、裁判例を見ましてもかなりそれが認められておりまして、裁判法令上もかなり定着をしているということで、私ども、今回その導入に踏み切ったところでございます。

○村井(宗)委員 大臣が戻つてこられましたので、話があつちやこつちや行つてしまいますが、もう一度、向かい玉と両建て勧誘の部分の話に戻らせていただきたいと思います。

さて、先ほど青木さんがおっしゃられたよう

に、現在、省令においては両建ての勧誘が禁止さ

れています。しかし、省令である以上、やはり売

り十枚に対して買い九枚とか、売り九十九枚に

対して買い百枚とか、ほとんど限りなく同一数量

に近い取引が違反ではないとして多用されているのが実態でございます。やはり、法律で明確に規制した上で、実際上の取引の指導監督に当たつては、ほとんど限りなく同一限月、同一数量に近いと推定される取引を法律の形で規制していくなければならないと考えますが、大臣は、まずこの両建て勧誘についてはどのようにお考えでしよう

か。

また、実際、法律できちんと規制されていない

以上、やりたい放題になつてている向かい玉につい

ても、今後この法律の中で、できればこの商品取引法の二百四十四条の不当な勧誘の禁止の中に盛り込んで、しっかりと法律で両建て勧誘、向かい玉について規制すべきだと考えますが、いかがで

しょうか。

○中川国務大臣 どうも失礼しました。

今の委員の、客殺しですか三形態、正直申し上げて初めて教えていただきまして、ありがとうございます。

実は、私の地元は、経済産業省所管ではなくて、農林省の所管の方の商品取引が非常に盛んでございまして、生産地でございますから、よくそういう話、商品相場をやっている話は何うんでも

けれども、一般論として、こういう商品先物にはトラブルが非常に多い、冒頭、両省からも答弁がございましたけれども。そういう中で、今委員御質問の前提は、あくまでもそういう、個人をだまし、損害を与えるための客殺しという前提での御質問だろうと思います。

委員御指摘のように、そういうものは省令で規制をすることになつておりますけれども、裁判になる、裁判になつて勝てばいいということではなくて、裁判というのは物すごい労力もかかるし、エネルギーも時間もかかるわけですから、裁判に行く前に、そういう仮にもだますような行為があつた場合には、防がなければいけないといふのがやはり趣旨だろうというふうに思っています。しかし、省令である以上、やはり売

り十枚に対して買い九枚とか、売り九十九枚に

対して買い百枚とか、ほとんど限りなく同一数量

に近い取引が違反ではないとして多用されているのが実態でございます。やはり、法律で明確に規制した上で、実際上の取引の指導監督に当たつては、ほとんど限りなく同一限月、同一数量に近いと推定される取引を法律の形で規制していくなければならぬと考えますが、大臣は、まずこの両建て勧誘についてはどのようにお考えでしよう

か。

また、実際、法律できちんと規制されていない

以上、やりたい放題になつている向かい玉につい

いずれにしても、省令において厳密に、そして単なる適合性だけではなくて、説明責任も含めて厳密にやるべきだというふうに考えております。

○村井(宗)委員 大臣、答弁ありがとうございました。

ただ、今質問したように、厳密にいう部分は非常に、大臣がお答えいただいた部分、本当にそのとおりだと思います。確かに、厳密に両建て勧誘、向かい玉を規制強化しなければならないと……。

○中川国務大臣 厳密にじやなくて、厳正にです。厳正に訂正させていただきます。

○村井(宗)委員 厳正に両建て勧誘そして向かい玉を規制強化されるというふうにおっしゃついていたこと、これは非常にいいと思いますが、ただいたこと、これは非常にいいと思いますが、

今、行政指導でやるとおっしゃいました。法律にあって規定しないまま行政指導でと言つたのは、どうしてなんでしょうか。法律に修正していくとどうしてなんでしょうか。法律に修正していくとどうしてなんでしょうか。法律に修正していくとどうしてなんでしょうか。大臣、どうで

しょう。

○青木政府参考人 確かに現在、省令で規定をしております。特に省令で規定しております理由は、法律からしつかりと委任を受けておりますので、私ども、法的効果としては何ら変わりのないものというふうに考えておりますし、また、非常に微妙な取引の内容でございますので、その時期に応じて弾力的に規定をすることもできる、そう

に応じて強力的に規定をすることもできる、そう

に応じて強力的に規定をすることもできる、そ

ういった趣旨でございます。

また、その執行に当たりましては、確かにそれ自体に違反をするという場合が一つ、それから、

その規定そのものではなくても、非常に微妙に關係をしているという場合には、先ほど申し上げま

したように、今般、業務改善命令の範囲を相当拡大しておりますので、その規定を使って厳正に対処してまいりたいと考えております。

○村井(宗)委員 もう一度、大臣、行政指導でやるべきだと考えますか。大臣がせつかく、厳正にやるべきだ、両建て勧誘も向かい玉も厳正になくすべきだとおっしゃられました。しかし、省令

い。そのように民主党は訴えますが、大臣はどのようにお考えでしようか。

○中川国務大臣 諸外国、アメリカなんかにも、例えばジャンクボンドを集め、そして一般の人々に売つて、ジャンクボンドというのは、要するにほとんど信用度のないようなくず債ですね、そんなような例もいっぱいあるやに聞いておりますけれども、いずれにしても、こういうマーケットが必要である、そういう前提は委員も私も同じだらうと思います。

そういう中で、投資家が外から入つてくる、そこの投資家の中の個人の比率がこの商品先物市場において非常に高い、個人という中にはいわゆる素人の方が非常に多い、したがつてトラブルといましょが被害をこうむる、それをなくしていかなければマーケット自体が健全になつていかない、私も全く同感でございます。したがつて、そのためにはいかにそれを担保していくかと同時に、マーケット全体を発展させていくかというのが趣旨でございまして、これも共有できるのではないかと思つております。

そういう意味で、御提案いたしましたこの法律が、ベストかどうかは別にして、ベターなものであろうということで御審議をいただいておるところでございますので、民主党の修正の御提案といふものも重々拝見をしたいと思ひますけれども、ぜひとも、私の立場としては、この法案について御審議をいただき、御理解をいただきたいというふうに思つわけでございます。

○村井(宗)委員 どうもありがとうございました。

大臣も、方向性そして考え方是一緒だということがわかりました。今大臣がおっしゃられたような考え方、それが民主党の考え方です。

まず、何度も繰り返しますが、向かい玉をしつかりと規制する、そして、両建てをやつてもいいけれども、両建てを勧誘すること、これを禁止す

れども、そして一般素人に対する不招請勧誘、これ

をしつかりと規制する、私たち民主党はしつかりとそれを訴えさせていただいて、私の質問を終わらせています。

○根本委員長 次に、梶原康弘君。
○梶原委員 民主党的梶原康弘です。特定商取引法の改正案を中心に質問をいたします。

特定商取引法は、昭和五十一年に訪問販売法として制定されて以来、既に六回改正をされました。特に平成八年、十一年、十二年、十四年と、ほぼ毎年のように改正をされていて、それも次から次へと新たな商取引の形態が発生して、それに対応するという形で法改正がなされてきたわけあります。これをイタチごつこと言うんだと思ふが、今イタチのしつぽの方がどんどん大きくなつて、法改正が追いついていけない、こういう状況にあるのではないか。

国民生活センターに寄せられた特定商取引に絡む苦情相談案件でありますが、平成五年が十万余件、十一年には二十八万余件、十四年には五十七万余件と、これは倍々のような感じというか、十一年から十四年にかけてはまさしく倍増。物すごい勢いでふえていくわけでありまして、いろいろ法改正がなされるけれども、増加に全く歯どめがかかつていいという状況だと思います。

こうした状況を経済省としてどうごらんになつておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○江田(大臣)政務官 特定商取引法におきましては先生今御指摘のように、新手の悪徳商法の出

ると考えております。

まず、苦情相談者の年齢別の割合を見ますと、この十年間で、六十歳以上の苦情相談者の占める割合が一二%から一九%と大幅に増加していること、また、二十歳代以下の若年者層からの苦情相談が全体の三割を占める、引き続きこの割合が増加しているところでございます。

苦情相談のその内容を見ても、例えば、虚偽の説明、重要事項をわざと言わない、こういうような不当勧誘によるもの、さらには虚偽、誇大な広告、勧誘に関するもの、こういうものがあつて、対策を強化すべきと考えられます。

最近の急増しているものとして、特に悪質なものとしては、一つは点検商法がございます。これはもう、建物、水道点検をやると言つて偽って家に上がり込んで、住宅のリフォームとか、そして淨水器を売り込み、こういうような商法でございまます。が、こういう点検商法があるところでござります。

また、大学生を対象としたマルチ商法の苦情相談も最近急増しておりますので、以上を踏まえまして、今回の法改正では、特に、所要の行政規制の強化と民事ルールの整備を行うこととして対応しようとしているところでございます。

○梶原委員 今おっしゃつていただいたとおりだと思うのですが、増加の背景というものを考えてみると、私も悪徳商法の相談の実例というか、そ

のすきをついてくるんだろうということだろうと思ひます。

それからもう一つ、社会情勢の変化というのか、景気の低迷であるとか、簡単に金もうけをしたいというような、そういう世相もあるんだろうなと思いますし、また、先ほどもお話をありましたけれども、被害者を見ると、社会的に見ると、お年寄りといつても独居老人の家が多くなつたんだから家庭が崩壊と言つていいかどうかわかりませんけれども、人間関係が希薄になつて、家庭にいとも相談することもない、こういった状況もあるかもしませんし、メール友に案内されるような若者の世相というものもあるんだろうというふうに思います。

また、悪徳業者というのも大変たくましい人も、次から次と新しい商売なり商品というのを考え出してくる。そういう意味では、本当にますます悪徳業者がひびこつてくる、そういう社会的な環境みたいなものが年々増しつつある、それが形として、数字として出てきているのではないかという気がするんですね。

もちろん、そついた点検商法について、どういう形こういう形ということで規制をしていくこと、入り口と出入口とあるとしたら、出口の部分でどうも対応されているのではないのかなどというふうに思ひます。もうこれだけ数がふえてきているわけですから、確かに今回の法改正も前進であることはもう間違いないと思ひます。

うことですけれども、根本的な解決にはまだまだ遠いなというふうな印象を持っておりまして、これだけ苦情が激増してくる中で、後追いの対策といふことでなくて、抜本的な改革の改正のためにどうしたらしいのかというような議論というのがなされてているのかどうか、どんなお考えを持っておられるのか、大臣にお伺いをしたいと思います。

○中川国務大臣 訪問販売が一般論として全部悪くどうかというのは、私、子供のころ、よく何

来る親しいおじさんなんというのがいましたけれども、これも訪問販売ですが、それはだんだん、もう今おっしゃられるように、本当にひどい、新しいというか新手の手口のものがどんどん出てきちゃって、後追いではないかとか、入り口ではなく出で抑えようとしておるのではないかというのは、結果的にそういう御指摘がされても仕方がない部分があるんだろうと思います。

では、入り口ですべて訪問販売全部だめにするかなどと、これまた善意の訪問販売の方もいらっしゃるわけですから、なかなかそこは難しいわけでございますが、その難しいところを、多く出で抑えようと思われるけれども、すきをついてさつきの点検商法とか何か、新聞を見ると新たな悪徳商法が出てくるので、本当に彼らは、彼らというか、やつらといいましょうか、そういう悪知恵の限りを尽くしてやつてくることに対しても、規制をするということはある意味では、特に罰則つきということになると刑罰を伴うわけですから、それはそれで法として慎重性も必要になつてくるということがあつて、なかなか難しい。特に専門的な事務方が見ると難しいということになるんだろうと思いますけれども、御趣旨としては、新たな悪徳商法を何とか退治したいという気持ちちは全く私も同感でございます。

○梶原委員 具体的に、点検商法であるとかが出てきているんですが、これも大変ふえておりまして、今回、規制強化の中で、販売目的の明示というのがありまして、当然のことだと思うんです。これはもう評価はしているんですが、ただ現実に、例えば、言つたとか言わないという話になつてくる。それが果たしてきちっと、例えば仮に裁判になつたときに立証できるのかどうかという問題は、これはあると思うのですね。

さらに、アボイントメントセールスというのがあって、これもよくわからないのですが、どうも見ていてますと、これは商取引の契約書だつたら多分失格だらうなと思うようなあれなんですが、公

衆の出入りしない個室等の規定がある。これはどういうことかな。公衆の出入りしない個室というのは、考えてみると、その該当の業者の営業所というものもあるでしょうし、よくキヤッセールスというのがあって、喫茶店に呼び込むというのがあるのですね。喫茶店がその公衆の出入りしない個室に当たるのかどうかというのもよくわからない。ちょっと具体的に、どこがよくどこが悪いかということが、現実問題、はつきりしないんだろうというふうに思います。

あと、契約の締結を要する事情というのが、これもよくわからないので、話を聞いてみると、お客様さんが契約しなくてはいけないような状況に追い込まれる、そういう説得の仕方をされて契約に至る、こういうことなんですが、どうも、それも現実的にどういうことなのかというのがよくわからぬ。すべて、いいと言えばいいし、悪いと言えば悪いと言えるようなことではないかなと私は思います。

先ほどもお話をあつたように、このところの被害者は、これは平成十四年の数字ですけれども、二十九歳以下が二八・八、六十歳以上が一八・六で、人生経験の浅い人であるとか高齢者の方が被害に遭っている。その率がますます上がってきているわけですね。

大変わかりにくいくらいといった規定で、果たして現実に運用されるのかなという疑問を持つております。その辺のところ、今具体的に、訪問販売の明示あるいは公衆の出入りしない個室とか云々と申し上げたのですが、それについて、簡単で結構ですのでお話しいただきたいと思います。

○青木政府参考人 大変法律用語が難解であるということ、私も個人的には同感でございます。ただ、法律である以上どうしても、いろいろな事象をまとめて、できるだけ抜けがないように規定をしなきゃいけぬ、こういったこともございまして、なかなか抽象的になつてているというのはそのとおりでございます。

まず、販売目的の明示ということでございます

けれども、これは委員も御指摘のように、例えれば、水道の点検に来たと言つて、うその口実でとにかく住宅の中に上がり込んでしまう。特に、核家族化した高齢者のところにそういう悪徳業者が来ますと、当初の段階で拒否をするのはなかなか難しいということもあります。こうした観点から、私ども、勧誘に先立つて販売目的の明示をするというのを規定したところでござります。

これは時点的に言いますと、基本的には、住居を訪問し、戸口で消費者と会った最初の時点ですでに、どうぞいますし、それから販売目的の明示というのは、どのような商品を販売に来たんだということを訪れた消費者に十分認識をしてもらうという程度に説明をするということでござります。

それから、アボイントメントセールスにおきま

す公衆の出入りしない個室ということでございま

すが、これは例えば、海外旅行の懸賞に当たつた、そういうたうそを言って、本来は商品販売の勧誘目的であることを告げずに、そういうところに、いわば消費者が契約から離脱をしにくいような場所に引き込んで、その上で勧誘をするという趣旨でございます。

したがいまして、公衆の出入りをするという点につきましては、当然これは、当初の段階で消費者が拒絶をするという重要な機会をまず奪つてしまふというのが第一点でござります。第二点は、勧誘を受けることについて心の準備がない消費者、これが冷静に判断することが非常に難しくなるというのがこの個室の特色の一つでござります。第三点目は、これも同じようなことでございますが、その場から逃げようとしても、自発的に立ち去ることが現実にはなかなか困難だといったようなことも特色でございます。

したがいまして、どういうところが公衆が出入する場所以外の場所なのかといった点については、以上のような趣旨から判断されるべきだらうと思います。

具体的には、事業者がそもそも管理する場所な

のかどうか。やはり管理する場所ですと、非常に巧みなトーキーをするための準備工作がいろいろで、きやすいわけでございまして、それが一点でございます。それから第二に、現実に不特定多数の者が出入りをしているのかどうかといった点も判断基準にならうかと思います。

いずれにいたしましても、先ほど、たまたま喫茶店というお話を出ました。通常、これは入らないと思いますけれども、御指摘のように、若者あるいはお年寄りの方が非常にねらわれる商法である、こういうこともございますので、本法案が成立いたしましたならば、できるだけ早急に、詳細な通達あるいはコンメンタール、そういうもので明確化したいと思いますし、例えば成人式、あるいは高等学校の学習指導要領、あるいは敬老会といったようなところでこうした被害者の層に重点的に普及啓発を図つていただきたいというふうに考えております。

それから、少し長くなりましたが、最後に、契約の締結を必要とする事情ということでございました。

これは、通常、いろいろな法律で重要事項と言う場合に、契約の内容そのものを指しているケースがございます。それについて虚偽の説明があつたとか、あるいは重要なことについてわざと言わないといったような点が議論されるわけでござります。

私どもの特定商取引法では、さらに範囲を広げて、契約そのものの内容ではなくて、契約に至るための事情、先ほど言いました点検商法で、床下が腐つてもいいのに腐つているといったような点についても、虚偽の説明をした場合にはこれを罰則の対象としようという趣旨でございます。

○梶原委員 第百五十分会で、当時の平沼通産大臣が訪問販売法について、「消費者トラブルを未然に防止するために、」これはちょっと中略なんでもわからないのですが、「悪質業者を取り締まるための行政上のルールを定める」、消費者トラブルを未然に防止するため行政上のルールを定め

る、ちょっと文章がおかしいなと思うのですが、こういったことをおっしゃっておられるのです。私は、やはり未然に防止するという目的があるのですね、ますここを強調したいと思います。やはり、どんな形であれ、こうかつた悪徳業者と無防備な、未熟な消費者とやつたら、どう見ても業者に主導権が行っちゃうわけですね。そこを未然にどう防止するかということを考えなきゃいけないということだらうと僕は思います。

そういう点で、今回の改正がどうなっているのか、もう一度ちょっとお伺いをしたいと思います。

○青木政府参考人 委員御指摘のとおり、この特定商取引法は、消費者トラブルが非常に発生しやすい特定の行為類型、現在六つでございますけれども、これを対象としたしまして、事業者の不公正な勧誘行為によるトラブルを防止する、そして取引の公正確保を図るということを法益としておるわけです。

今御指摘のございました平成十二年秋の第百五十国会におきましては、いわゆる内職・モニター商法というのが非常に発生しやすかったために、六つの類型とこのトラブルが急増したために、六つの類型といたしまして、業務提供誘引販売取引というものを追加させていただきました。おかげさまで、改正前は、大変急激な勢いでございましたし、数千人の訴訟といったようなこともございましたが、とりあえず一定の歯どめがかかつたというふうに考えてございます。

今回の改正案でござりますけれども、最近、やはり核家族化した高齢者が大変ふえつてあるといったようなこと、それから、大学生でベンチャーブームに乗つて、ベンチャーの勝ち組になろう、そういうような風潮もないわけではございません。そうした点検商法、あるいは若者の層を大しているということで、今回、行政規制の強化、それから民事ルールの整備というものを御提案させていただいているところでございます。こ

れによりまして、まず行政規制を強化する。そのため、また刑罰も付すということ。

それから、私ども今回、法執行手続、これについて非常に充実したものを御提案させていただいております。そうしたことによりまして、事業者の悪質行為を一層抑制する効果があるというふうに考えておるところでございます。

それから、第二点目は、行政規制の強化と並んで、今般、民事ルールの整備充実というところについても、非常に充実したものをお提議させていただいております。

まして、電話勧誘販売でございますけれども、我が国では特定商取引法で規制をしておりまして、具体的な規制内容といたしまして、勧説目的の明示の事前の義務づけもございますし、書面交付の義務づけ、それから不当な勧説行為の基準もございます。

一方、アメリカの制度の御紹介がございましたけれども、昨年の十月から電話勧説拒否登録制度という制度が施行をされておるわけでござりますけれども、一つの背景といたしましては、アメリカでは、我が国でもいろいろトラブルが多いわけでございますけれども、アメリカの場合、特に、自動ダイヤル装置といいますか、自動電話装置による無差別大量の電話勧説というのが非常に大きい社会問題になつておつたというのも一つの背景でございます。

○梶原委員

どうも余り答えになつていよいよ

なる

になるというふうに考えてございます。

○梶原委員

どうも余り答えになつてい

度でござります。御指摘のように、書面交付が悪質業者の違法営業に言い逃れを与えるといったようなことにはならないというふうに考えております。

○梶原委員 あと、消費者と業者の関係が不明確だということをお伺いしようと思ったんですが、同じような答えしか返ってきてこないので、要するに、今データ商法で、どこまでが業者で恋人なんかわからない、そういうことというのはもう、これで被害が多いんですよ。

行うても、平成十四年で五十七万件
る。にもかかわらず、では、どれぐ
なつたのか私は知りませんけれども、
いのではないかななどというふうに思いま
す。泣き寝入りをしてしまうのが現実
か。ぜひ、その泣き寝入りをやめさ
れ、水際でとめるというか、そういう不切
りのものをきちっと制限をしていかな
ないと私は思います。ぜひ、そういう
えていただきたいと思います。

員 個別の法律で規定されているものは外れるという形で、一言で済むんじやな
く私は思いますけれども。

れしきはシロみたいたる。そんなもんが気がしてならないんですけれども、指定商品のことで、平成十五年二月七日の消費経済審議会の特定商取引部会、ちょっと文章がありまして、読み上げますと、「全国の消費者センター等の相談員は、実際のトラブルに対応するとき、指定商品に読み込めるとかどうかという判断に非常に苦労する。事業者は規制対象から外れたもので商売しようとするし、次々に新しい商品・役務に係るトラブルが出て来るわけで、やはり、消費者相談の現場がこの問題について一生懸命おこなって、いろいろおこな

テート商法で、本当に僕は男の子の気持ちになら
るとかわいそうだなと思いますけれども、大丈夫
ですか。いや、電話がかかつてきて、初めはメー
ルからですね。出会って、実は自分は宝石の商売
をしているんだ、見に来ないかとというような形

もう時間が過ぎてありますので 次に 指定商
品の問題に移りたいと思います。

○小川政府参考人　歐米諸国でも、我が國と実質
海外でも同じじような法律 特定商取引の法律
いうのがあると思うんですが、同じじようなケーブル
があると思うんですけれども、どういう形で制限
しているんでしようか。

「事実である。」これは先ほど申し上げた審議会の文章であります。

その基本的な考え方というものは、やはり消費者に支持される経産省というような形でやっていた

で、何百万の契約をさせられる。契約してしまつたら一切会わない。もう気持ちが離れたというのでも、そういった人も多いようです。気をつけてください。

ですが、対象の商品があると、対象に挙がつていいな
い商品というのは何があるのかなど、あれこれ選択す
るわけです。新しい商品であるとか権利であるとか
役務というのがどんどん出てきている時代に、
もつと包括的にくつた方がいいのではないかと
いうふうに思ひます。

的な考え方は同様でございまして、先ほど挙げましたような内容がやはり対象外になつておるわけですがござります。

だいたい方がいいのではないかなどというふうに思つております。私も商売をしておりまして、やはり顧客に支持される会社が伸びていくのは間違いない。お客様に支持されなかつたら絶対伸びていかないんですね。ここは、お客様であるところの消費者にやはり支持される経営者であつてい

になることはもう明らかだと思いますよ。今の形も、メールという形でうまく入っていく。電話とかそういったことを使うことが多いわけですが、私は、特定商取引というのは、取引の形

○小川政府参考人 お答え申し上げます。
この法律で規定されているルールが除外される
ような商品とかあるいは役務とか権利というの
があるんでしょうか。

契約でありますとか保険、証券、それから食品、飲料とか、そういうものもEUの場合は適用除外になつております。それから英國においては、不動産関連契約、保険等の金融サービス、やはり

ただきたいというふうに思います。指定商品の考え方について、いかがでありますか。

態はそれぞれ違いますけれども、共通するところは、消費者が弱い立場にあって、一方で業者がいろいろ巧妙に仕掛けをつくっているということ、それが成り立つということだと思います。そういう

指定商品の対象外となるものと、いう御質問でござりますけれども、まず、指定商品制度でござりますけれども、政令で対象となる商品、役務、権利を指定するということで、例えば商品でござります

食品、飲料が適用除外。米国においても、不動産、金融関連、そういうものが適用除外されてるわけでござります。

いつた業者は、もう基本的な商徳なんか守るよ
うなことがないわけでありますし、そこに経済活
動の自由なんということが果たして認められるも
のかどうかと私は思います。むしろ、消費者の信

ますと、「国民の日常生活に係る取引において販売される物品であつて政令で定めるもの」というような規定で指定をしておるわけでございます。御指摘いただきましたように、非常に多くの商

いうことでしょう。そうだと思います。ですか
ら、それ以外の、指定商品というような形では、
海外でこんなことをやつておるところはないく
じやないかというふうな認識を私はしております。

ども、従来からそういうような御指摘があつたということは私も把握しておるわけでございます。やや言いわけがましくなるかもしませんけれども、その背景といったましては、実は五十一

頼をかち得ることの方が経済の発展に貢献するのではないか、経済活動の自由よりも消費者の信頼が優先されるべきだと私は思います。

品、役務、権利を指定する結果になつておるわけでござります。

す。もつと包括的にやらないと、次から次と新しい商品が出てきたときにどうしてもおくれる。仮に裁判しても負けてしまうということになつてしまふ。

もう一つ、入り口が大切だと思いますのは、アメリカのように訴訟社会ではないわけでありまして、仮にトラブルがあつて国民生活センターに

いきますけれども、まず、国民の日常生活で取引される商品・サービスということをございますので、それ以外のものは対象外でございますけれども

まうんじやないか。これはどう見ても消費者保護とは言えないなというふうに思います。どうも、聞いていますと、経産省の考え方、疑

第一類第九號

なんですか? でも、消費者とのトラブルが多い事業者は当然公表していくべきであろう。その営業の云々というところとひつつかつてくるんだろうと思いますが、やはり未然に防ぐというところと、また、おかしなことをしたら公表される、それが企業倫理を高めていくと、いうことにもなるかと思いますので、そういう公表というのではなく積極的に考えていかなければいけないんじやないか。

そういった、現在公表されているとしたら、どういう形でやつておられるのか、あるいはその公表についてどういうお考えを持っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○江田大臣政務官 まず、特定商取引法に基づきまして業務停止命令を行つた場合には、従来からこの事業者名を公表させていただいております。これに加えまして、平成十四年二月以降には、業務の改善について指示処分をした場合におきましても違反事業者名をすべからく公表する、このようになります。

これは、委員も御指摘のよう、こういうような悪質な業者がふえてる状況を踏まえまして、違反事業者名を広く国民の皆さんにお知らせすることということで、この未然防止につながる、また、同様の手口を用いた悪質商法の予防を図る観点から行つたものでございます。

委員、一括してこの事業者名をすべからく公表せよということかと思いますが、この事業者名の公表につきましては、事実上、営業を続けることが不可能になるということが当然多いわけでござります。社会的に極めて大きな効果があるのがこの公表でございますが、このために、消費者から苦情相談の件数が多いことだけをもつて、違反行為について法執行に当たる行政機関が十分な事実関係の調査、確認を行わないままに事業者名を公表するとなると、事業者の正当な利益を害するおそれも一方ではあるということで、一律に公表を行つておるようなことはできない、そのように考えております。

業者は当然公表していくべきであろう。その営業の云々というところとひつつかつてくるんだろうと思いますが、やはり未然に防ぐというところと、また、おかしなことをしたら公表される、それが企業倫理を高めていくと、いうことにもなるかと思いますので、そういう公表というのではなく積極的に考えていかなければいけないんじやないか。

そういった、現在公表されているとしたら、どういう形でやつておられるのか、あるいはその公表についてどういうお考えを持っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○江田大臣政務官 まず、特定商取引法に基づきまして業務停止命令を行つた場合には、従来からこの事業者名を公表させていただいております。これに加えまして、平成十四年二月以降には、業務の改善について指示処分をした場合におきましても違反事業者名をすべからく公表する、このようになります。

これは、委員も御指摘のよう、こういうよう

な悪質な業者がふえてる状況を踏まえまして、違反事業者名を広く国民の皆さんにお知らせすることということで、この未然防止につながる、また、同様の手口を用いた悪質商法の予防を図る観点から行つたものでございます。

委員、一括してこの事業者名をすべからく公表せよということかと思いますが、この事業者名の公表につきましては、事実上、営業を続けることが不可能になるということが当然多いわけでござります。社会的に極めて大きな効果があるのがこの公表でございますが、このために、消費者から苦情相談の件数が多いことだけをもつて、違反行為について法執行に当たる行政機関が十分な事実関係の調査、確認を行わないままに事業者名を公表するとなると、事業者の正当な利益を害するおそれも一方ではあるということで、一律に公表を行つておるようなことはできない、そのように考えております。

○梶原委員 私は、ぜひ、できるだけ未然に防ぐということで、また企業倫理を高めるという意味でそういう取り組みをしていただきたいというふうに思つております。

今度、消費者行政という点なんですけれども、今大変な相談件数を抱えているわけであります。が、やはり行革の流れの中で、ここ五年間で国民生活センター、都道府県によつて違いますけれども、十万人抱えている、人口十万人を一人で見ている、こうしたことだそうです。一方で、大変な相談件数もある、手口も広範囲になつてくる。こういう中で、再三繰り返しますけれども、未然防止と、あとはそいつた、経産省がどう取り組んでいくかというところに大きくよるんではないかなというふうに思つておりますけれども、経産省とそいつた消費生活センター等の連携をどう図つていくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○青木政府参考人 お答えを申し上げます。

消費生活センター、あるいはそれを最終的にP

I-O-NETという形で集約しております国民生

活センター、所管は内閣府でございますけれども、私ども、先ほど消費経済部長の方から申し上げましたように、法案の企画立案するに当たつてのいろいろなデータの提供ですとか、行政処分す

るに当たつての内債の段階でいろいろな情報の提供といったような点については、大変お世話になつておるところでございます。

最近、消費生活センター、全体としては数があ

せておりますけれども、一部の都道府県で縮小す

る動きもございまして、政府、特に中心となりま

す内閣府におきまして、その充実について引き続

き働きかけを行つておるところでございます。

また、私ども経済産業省といたしましても、都道府県は特定商取引法の法執行に当たります大変

重要なパートナーでございまして、例えば、私どもの職員を研修する機会には地方公共団体の方々

なんですか? でも、消費者とのトラブルが多い事業者は当然公表していくべきであろう。その営業の云々というところとひつつかつてくるんだろうと思いますが、やはり未然に防ぐというところと、また、おかしなことをしたら公表される、それが企業倫理を高めていくと、いうことにもなるかと思いますので、そういう公表というのではなく積極的に考えていかなければいけないんじやないか。

○江田大臣政務官 まず、特定商取引法に基づきまして業務停止命令を行つた場合には、従来からこの事業者名を公表させていただいております。これに加えまして、平成十四年二月以降には、業務の改善について指示処分をした場合におきましても違反事業者名をすべからく公表する、このようになります。

これは、委員も御指摘のよう、こういうよう

な悪質な業者がふえてる状況を踏まえまして、違反事業者名を広く国民の皆さんにお知らせすることということで、この未然防止につながる、また、同様の手口を用いた悪質商法の予防を図る観点から行つたものでございます。

○梶原委員 私は、ぜひ、できるだけ未然に防ぐ

ということで、また企業倫理を高めるという意味でそういう取り組みをしていただきたいというふうに思つております。

今度、消費者行政という点なんですけれども、

今大変な相談件数を抱えているわけであります

が、やはり行革の流れの中で、ここ五年間で国民

生活センター、都道府県によつて違いますけれども、十万人抱えている、人口十万人を一人で見て

いる、こうしたことだそうです。一方で、大変な相談件数もある、手口も広範囲になつてく

る。こういう中で、再三繰り返しますけれども、未然防止と、あとはそいつた、経産省がどう取

り組んでいくかというところに大きくよるんでは

ないかなというふうに思つておりますけれども、経産省とそいつた消費生活センター等の連携を

どう図つていくのか、その辺についてお伺いした

いと思います。

○青木政府参考人 お答えを申し上げます。

消費生活センター、あるいはそれを最終的にP

I-O-NETという形で集約しております国民生

活センター、所管は内閣府でございますけれども、私ども、先ほど消費経済部長の方から申し上げましたように、法案の企画立案するに当たつてのいろいろなデータの提供ですとか、行政処分す

るに当たつての内債の段階でいろいろな情報の提

供といったような点については、大変お世話になつておるところでございます。

最近、消費生活センター、全体としては数があ

せておりますけれども、一部の都道府県で縮小す

る動きもございまして、政府、特に中心となりま

す内閣府におきまして、その充実について引き続

き働きかけを行つておるところでございます。

また、私ども経済産業省といたしましても、都道府県は特定商取引法の法執行に当たります大変

重要なパートナーでございまして、例えば、私どもの職員を研修する機会には地方公共団体の方々

にも参加をいただきまして、ともに同じような力

リキュラムで、同じかまの飯を食いながら研修を

するといったことがあります。

そういう意味で、地方におきます消費者行政の充実強化につきましても、私どもとしても、でき

るだけ引き続き支援に努めてまいりたいと思いま

す。

○梶原委員 時間がなくなつてしまいまして、

商品取引所の方についてちょっとお伺

いをしたいと思います。先ほど同僚議員が質問

で、最後に、商品取引所の方についてちょっとお伺

いをしたいと思います。

先物取引市場の活性化というのがユーチャー業者

のリスクヘッジになるとか、あるいは公正な価

格形成というものは確かに大きな効果があるんだろ

うといふ思つておりますが、先物市場とい

うのがすごく大きくなつてくる、大きくなればい

いのかなとは思うんですが、別の意味で心配に

なつてくるのが、実際に商品が動くわけではな

い、いわゆるデリバティブという、金融派生商品

ということになるんだろうと思います。そういう

意味では、経産省の方を前にして大変恐縮なんで

すが、金融庁なのかなという思いもするわけです

が、いずれにしても、リスクヘッジのはずの相場

が投機的な資金で混乱をするということが本当に

なつてくるのが、実際に商品が動くわけではな

い、いわゆるデリバティブという、金融派生商品

ということになるんだろうと思います。そういう

意味では、経産省の方を前にして大変恐縮なんで

すが、金融庁なのかなという思いもするわけです

が、いずれにしても、リスクヘッジのはずの相場

</div

われて いる わけ です。

石油というのは、本当に日本経済これがどうなまつたら息の根とまつちやうわけで、荒唐無稽なことを言うわけじゃないですけれども、今例えれば、中東があるだけに石油というのはすごく大変な問題だと思うんですが、いろいろな情報、例えばテロリストとか戦争とかいろいろな中で、そこへヘッジファンドと言われる人たちが組んで市場を動かそうなんということは、僕は可能じゃないかななどといふふうと思うんですよ。何かテロ口

と来て、得るメリットは一体何なんだろうかといふことも向こうも相當考えてやつてくるんでしようけれども、石油に関してはそういうことがないよう、備蓄の問題も含めて総合的に、いろいろな意味では監視というか注意深く見守つていくという観点は私は必要だと思いますし、またそういうふうにしていつているというふうに考えた

また、そのような我が国の指揮べき責務から公正な商取引が行われるための国際的枠組みの構築に向けた積極的な努力を行うべきでありますて、同時に、このような枠組みにできるだけ多くの国が参加するように働きかけるよう、そういう一つたりークー・シップをとる必要もあるんだと考えます。

あります。そんなことから、今回、日本国民が海外で贈賄を行った場合も新たに処罰の対象とするための法改正を行うものであります。

起こるかもしれないよ、どうかなるかもしれないよ、それであッジファンドがそこに組んで来るというようなことで、聞くと、証拠金というのを一億積めば十億の取引ができるということですか

○村越委員 民主党の村越祐民でござります。
冒頭、昨日イラクにて誘拐された日本人三人
無事をお祈り申し上げるとともに、この三方の方の
安全の確保のために政府が責任ある対応を一
度おこなうことを強く要望し、申上げまして、下

整備がこのたび必要になつてゐるということことは、今までもないわけですけれども、一般的に言えば、正義に反すると考えられる行為であつたとしても、刑法による規定が個人の自由な行動を制するという性格、つまり、刑法の持つてゐる消

り込まれなかつたことに特段の理由があつたとすれば、お答えいただきたいと思います。

○中川国務大臣 石油に限らず、先ほども申し上げましたが、いろいろな商品の市場があるわけでありまして、それは、経済的に必要だからといふことが大前提ですけれども、そこに、梶原委員御指摘のように、今いわゆる投機的な、あるいはまた先ほどのような個人の投資家みたいな者が人てくるというのがマーケットになつてゐるわけあります。

したくことを強くお願い申し上げます。この競争防止法の改正に関する法律案について専ら質疑をさせていただきたいと思います。

近年、ウエストファリア以来の国民国家体制が動搖し、国境の垣根というものが低くなってきてきているわけですが、経済のグローバル化が急速に進展していく中で、インターネットの普及または商取引の電子化といったことも手伝いまして、我が国における国際商取引の担い手は、從来、大手の大企業ばかりだったわけですけれども、それが今や中小企業や個人の方に至るまで、そ野が広がって、多様化をしてきているんだと私は考えております。また、二〇〇一年の中国のWTOへの加盟に象徴されますように、国際商取引の

整備がこのたび必要になつてゐるということは、うまでもないわけですけれども、一般的に言へば、正義に反すると考えられる行為であったとしても、刑法による規定が個人の自由な行動を制するという性格、つまり、刑法の持つてゐる消的な人権の保障機能や謙抑主義というものにかがみれば、先ほど申し上げたとおり、罰則を設ける必要があつたとしても、十分慎重に検討して議論していくかなくてはいけないのでないかと考えます。

したがいまして、あくまで本法案は、不公正競争を防止しなくてはいけないという不正競争止法本来の目的の上で議論がなさるべきであります。私は、本改正案によつてその目的がどのよに達成し得るのが、そういう観点において、下、質疑を行つていきたいと思います。

それでは、まず、中川経済産業大臣にお伺いいたします。この法律を改正する法案を提

り込まれなかつたことに特段の理由があつたとすれば、お答えいただきたいと思います。

○桑田政府参考人 お答え申し上げます。

先生から御指摘いたしましたこの不正競争防止法でござりますけれども、平成九年にOECDの外国公務員贈賄防止条約が制定をされまして、それを国内法で受けける形で、不正競争防止法で外國公務員贈賄罪を導入いたしました。平成十三年にも不正競争防止法を改正しておりますけれども、その際、我が国の刑法におきます一般原則特に贈賄罪につきましては国内だけに適用するということになつておりましたので、その際には改正を見送ることとしておりました。

今回法案でお願いしております、日本国内のみならず国外におきます日本国民の国外犯処罰の導入をお願いしておりますのは、刑法の贈賄罪につきまして国外犯处罚が導入されるというふうな法案が国会に提出されていることを踏まえながら、対応してお預けをしている最中でござります。

石油について言うと、御指摘のとおり、我が国にとってはもう極めて戦略的なエネルギー物資、エネルギーだけじゃございませんが、物資でござりますから、石油について万が一にもそういうことがあつたらという御懸念というのは、やはり何を考へる上で非常に大事な視点だらうと思います。

現実には、今の証拠金の制度もござりますし、それから、石油にあえて限定して言えば、備蓄という問題もござりますし、いわゆる世界的なスペースキュレーターが日本のある商品に向かってどうお

場そのものだけではなくて、そのような取引の拡大への参加国も同様に多様化をしてきてます。そういった情勢にありますと、世界有数の貿易大国であり、また世界経済を牽引していく、いわばリーディングプレーヤー的な立場にある我が国が国益だけではなくて、常に公正な商取引が行われていくこと、不公正な競争の防止については、国内法の整備を他国に率先して行っていくべきだと私も考えてます。

○坂本副大臣　国際商取引の拡大に伴いまして、外國公務員贈賄防止条約が平成十年に合意され、いただけれどと思ひます。

ただ、現行の規定では、国内犯のみを処罰の対象としております。条約批准国のほとんどが、十一カ国でございますが、自国民の国外犯处罚導入していること、さらに、我が國の公務員による刑法の贈賄罪については、国民の国外犯をさわぎであります。

お応じてお原しをりてしる最口でござりし
○村越委員 それでは、本日、法務省の方にもお
越しただいたいるようですか、法務省の方に
お伺いしたいと思います。
今御説明がありましたように、今国会で日本の
公務員に対する贈賄罪の国外犯処罰に関しての刑
法の改正案が提出されている、そういうことです
が、今回の法改正で刑法三条が言うところの属人
主義が適用されるということは、日本の会社員
が、海外の駐在員が外国の公務員にわいろを行ふ
という行為、犯罪が非常に重大なものであるとい

う認識がなされているんだと私は考えますが、そのような重大であろう犯罪が現在まで放置されたいた、または許容されていたと言つてもいいのかかもしれないが、こういったことに関しても何か理説を述べたいと思います。

とや、贈賄罪につき国民の国外犯処罰規定を設けることは、条約における腐敗の犯罪化の趣旨にも沿うものであることから、贈賄罪について国民の国外犯を処罰することとしたものでございます。

○村越委員 いたいた資料によりますと、現時点で、国内の企業から外国の駐在員に対して、わ

○樋渡政府参考人 答えたいと思います。
要は、先ほども申し上げました
が、近年における犯罪の国際化等々の多くなつ
てることにかんがみまして、この際、国内法の
整備をすべきだと考えたわけであります。
○村越委員 ちょっとこのことに関して後でまた

外事業活動基本調査で日本企業の海外進出の状況を見てみしても、平成十四年度末では約一万三千社が海外に展開をしているということになつております。また、先生が先ほど御指摘ありました我が国の輸出額につきましても、ここ十年ぐらいで三五%というふうに伸びております。

いろいろを贈れという指令が出された場合は処だというふうに御案内いただいているんですね。そういうふたつに基づいて刑罰が科された今のところ一件もないというふうに御案内を設けることに段階の意味があるとお考えでしょうか、御意見を承りたいと思います。

罰可能ですが、事例はやりたいと思いますので、先に進みたいと思います。
冒頭申し上げたとおり、私は、国際商取引において我が国が非常に重要なポジションにある、その責務から考えまして、公正な競争の実現に向けて率先して自主的に取り組んでいかなくてはいけない、外国がやっているからどうとかじやなく

○村越委員 今までの答弁を承つて私はこう考え
このよだな事業活動のグローバル化、さらに
は、先進国が協調しながら、歩調を合わせながら
外国公務員の贈賄防止に努めていくことに
つきまして、私どもいたしましても、できるだ
けその趣旨に沿いながら率先してやっていきたい
ということござります。

ととしたもの、第三条は、いわゆる属人主義の考え方に基づいて、国民が国外において犯した生命、身体、自由、財産、名誉または信用に関する一定の重い罪について、我が国の秩序維持上に害があるものとして処罰することとしたもの、第四条は、第三条同様、属人主義の考え方に基づいて、国外で職務に関する犯罪を犯した公務員を処罰することとしたものとされております。贈賄罪とは、これらのいずれにも該当しないことから、国外犯处罚規定を設けられなかつたものと考えられております。

○権渡政府参考人 確かに、今までの例がない
いうことでございますが、この交通の発達した
一つの言い方で言えば狭くなつたような世界の
で、いろいろな犯罪が起り得ることを想定す
ば、我が國にも他の国と同様な犯罪の処罰規定
があることが必要だらうというふうに考えるわけ
あります。

○村越委員 この改正のタイミングに関して
ちよとお伺いしたいんですけども、まず刑
事が先にありきということでしょうか、これも
務省の方にお伺いするのがいいのかと思いま
ります。

と中でがれされ法でて、やはり自分たちでそういう透明な市場を担保するための努力を常々リーディングプレーヤーとしてしていかなくてはいけないというふうに考えているんですけれども、もう一回、ではちょっと角度を変えてお伺いしますが、今回法改正に踏み切ったそもそもその直接の動機というのがどこにあるのかということをお伺いしたいと思います。

例えば、急激に貿易額が伸びている、ふえていくとか、外国政府調達案件の我が国企業の受注が非常に伸びているとか、はたまた現地駐在員の贈賄行為が横行しているという事実があるんだと

るんですけど、この法案、改正案の提案理由に「最近における外國公務員に対する贈賄の処罰に関する国際的な動向等を踏まえ」というふうにあるわけで、先ほど来答弁いたいでありますけれども、結局のところ、諸外国からの圧力に耐えられなくなつて法改正せざるを得なくなつたのではないかと思うわけです。

そして、不正競争防止法の改正をするに当たつて、それに先んじる刑法を変えなくてはいけないわけになつてしまつて、そのタイミングで刑法を改正するに至つたのではないか。これが事実だ

○村越委員 その点についてもうちよとお伺いしたいんですが、要するに、今おっしゃられたところの一定に重い罪だという認識があるからこそ、今回あえて刑法の改正が行われるというふうに私は理解しているんですけれども、先ほど私が申し上げた、刑法の原則である謙抑主義の観点に照らし合わせますとどのようになるのか、御意見を賜りたいと思います。

○樋渡政府参考人 確かに、委員の御指摘のよう、刑法というのは謙抑主義的であることが一つの要請でございますが、交通が発達しまして国際的な人の移動が日常化した今日、国外における国民による贈賄行為の処罰の必要性は高まっていると考えられまして、また、収賄罪の国外犯処罰が可能であることとの均衡を考慮する必要があること

○ 橋渡政府参考人 国際組織犯罪防止条約の締
めに伴う法整備がございまして、その一環として
内閣法整備をしたものでございます。

○ 村越委員 ちょっとよくわからないんで
が……（発言する者あり） 理事からの御指導を
りましたので、あえてもう一回納得のいくお答
をちょうだいしたいと思います。どうしてこの
期なんでしょうか。

冒頭申し上げたとおり、罰則を新たに設ける
いうことはやはり非常に重大なことだと私は考
えていますので、今の時期の点に関してもう一度
お話し申します。

とすれば、二点問題があると私は思うわけです。
まずもって一般法と特別法の関係でいえば、一般法である刑法が先にあるべきなのに、いわば本末を転倒した改正になつてはいけない。もう一点は、その理由が、我が国が率先して行うべき法改正であるべきなのに、先ほど来申し上げているように、外圧によつて改正するに至つたのではないかと私は思うわけですが、その点につきましてどうお考えなのか、ちょっとコメントをいただきたいと思います。

○ 杉山政府参考人 お答え申し上げます。

今回の法改正、どういう考え方でやつたのかといたことだと思いますが、私ども、幾つかの点について、いろいろ判断をしながら御提案いたしました。

冒頭申し上げたとおり、罰則を新たに設けることはやはり非常に重大なことだと私は考
てていますので、今の時期の点に関してもう一度

また、我が国企業につきましても、先ほど御答弁ございましたけれども、事業活動のグローバル化が着実に進展をしてきております。最近の海

今この状況で、少しもモラニティの感覚が、ないことがだと思ひますが、私ども、幾つかの点について、いろいろ判断をしながら御提案いたしました。

第一類第九號

經濟產業委員會議錄第九號

平成十六年四月九日

一つは、先ほど来先生がお触れになつてゐる商取引のグローバライゼーション、これの進展というのが一つございます。

それからもう一つは、このOECODの条約におきましては、各国の刑事法規がそれぞれ異なつてゐるわけですから、具体的な国内の取り決めをするルールをつくる場合には、それぞれの国刑事法規といふものを踏まえ、照らしながら判断をすることになつてゐるわけござりますが、先ほど来ございましたように、我が国の場合、刑法のいわゆる贈賄罪につきまして、今回、国外犯を処罰の対象にするというような法改正の提案がなされるということとの関係がござります。

それからもう一つは、それぞれの各国の状況を見てみると、これも副大臣の御答弁にありますたが、三十五カ国中三十一カ国の国が、現在、そういった海外犯処罰を導入いたしております。こういった海外の動向にやはり我が國も対応していくというようなことも必要だと思っております。以上申し上げましたような三点ぐらいを総合的に判断して、今回御提案をさせていただいたというところでございます。

○村越委員 先ほど来私が申し上げているように、経済大国たる日本が、国際商取引の場において、やはり非常にリーダーシップを發揮するべきところであるにもかかわらず、非常に後手後手になつてゐる、私はそのような印象を持つておりますので、しつこくお聞きをした次第であります。今後も、こういつた国際的なルールをつくつていく場において、くどいようですけれども、日本が強いてリーダーシップを發揮していくためにはいろいろと努力を率先していかなくてはいけない、そのための努力を政府にも強くしていただきたいということをお願い申し上げて、次の質問に移ります。

おおよそ、罰則規定を設けるということであれば、それによつて守られるべき利益というものが

あるはずであります。つまり、刑法で言うところの保護法益というものがあるんだと思いますが、それが一つございます。

それからもう一つは、この改正法案において新たに設けられるであろう保護法益というものが一体どういった性質のものであるのか、お答えいただきたいと思います。

○桑田政府参考人 お答え申し上げます。

本改正法案におきましても、不正競争防止法の保護法益は、国際商取引におきます事業者間の公正な競争を確保するということが保護法益でございまして、その保護法益を確保するための手段として、今回、日本人の海外におきます国外犯処罰を導入させていただきたいということでござります。

○村越委員 あわせて、確認の上でお伺いをした

いと思うんですが、刑法における贈賄罪の保護法益というものははどういうものなのでしょうか、お答えください。

○樋渡政府参考人 刑法の贈賄罪は、公務員の職務の公正と、これに対する社会一般の信頼を保護法益とするものでございます。

○村越委員 なぜ今のことをお伺いしたかと申しますと、私自身勉強不足だということもあるんですが、二点ほどありますて、まずやはり、この法

案の改正の本当の目的が何なのかということです

ね。これは後ほどの議論の前提にもなりますので、再度、確認の意味を込めて伺つた次第であります。

もう一つは、本法案で議論しているところの、外國公務員に対する贈賄罪を不正競争防止法といふ法律において規定していくことがそもそも本当に妥当なのかどうかということに関して、若干の疑問があるからであります。

つまり、不正競争防止法は、その第一条において不正競争の定義を行つており、ここでの定義に列挙されている項目というのは、例えば、著作物ですかレコードですか、データベース、論文、数値、図形その他の情報の集合物、録音、録画、複製、印刷、写真、上映著作物等々、いろいろ列挙されているわけですねけれども、そういう例

に、いわゆる知的財産に関することばかりであります。けれども、その中で、十一条の一項に突然「不正の利益の供与等」、つまり、贈賄の条文が出てくるわけです。

この贈賄に関する条文が不正競争防止法に入っていること自体に対して、今申し上げた二条の知的財産という流れで考えると、私個人的には何か若干違和感を覚えるわけであります。諸外国を見渡してみると、同様の犯罪を刑法で規定しているとも聞いております。ですから、いま一度、外国公務員に対する贈賄が刑法ではなくてあくまで不正競争防止法で取り締まることが妥当だとする根拠を、先ほどお答えいただいた保護法益というものを踏まえて御答弁いただきたいと思います。

○桑田政府参考人 お答え申し上げます。

刑法における保護法益は、先ほど法務省の方から御答弁がございましたけれども、公務員の職務の公正さと、これに対する国民の信頼の確保とされております。これに対しまして、外国公務員贈賄罪の保護法益は、国際商取引における事業者間の公正な競争を確保するということでございます。

○村越委員 なぜ今のことをお伺いしたかと申しますと、私自身勉強不足だということもあります。これが二点ほどありますて、まずやはり、この法

案の改正の本当の目的が何なのかということです

ね。これは後ほどの議論の前提にもなりますので、再度、確認の意味を込めて伺つた次第であります。

このように、刑法の贈賄罪と外国公務員贈賄との間に、保護法益に相違がござります。このため、平成十年に外国公務員贈賄罪を創設する当たりまして、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施の確保を法目的とする不正競争防止法の改正により対応することが適切というふうに判断をされたものと考えております。

○村越委員 それでは、そのような目的の上でこの法律がどのように機能していくかという議論を後ほどさせていただきたいと思います。

条約のお話をさせていただきたいんですが、不正競争防止法の外国公務員に対する贈賄罪は、O

正競争防止法の施行のために制定されたものであると承知しておられます。

ただし、本法案の目的である公正な競争秩序を担保するためには、国際商取引の場において、そこに参加するそれぞれの参加者が同様に、公正な競争が行われるための努力をする必要があるわけです、先ほど来申し上げておりますが。

もちろん、諸外国の法制度に我が国がしやしゃり出でていって、直接口出しをする筋合いはないか

と思いますが、条約を締結していない諸外国に対する贈賄が刑法ではなくてあくまで不正競争防止法で取り締まることが妥当だとする根拠を、先ほどお答えいただいた保護法益といふものを踏まえて御答弁いただきたいと思います。

○桑田政府参考人 お答え申し上げます。

刑法における保護法益は、先ほど法務省の方から御答弁がございましたけれども、公務員の職務の公正さと、これに対する国民の信頼の確保とされております。これに対しまして、外国公務員贈賄罪の保護法益は、国際商取引における事業者間の公正な競争を確保するということでございます。

○村越委員 なぜ今のことをお伺いしたかと申しますと、私自身勉強不足だということもあります。これが二点ほどありますて、まずやはり、この法

案の改正の本当の目的が何なのかということです

ね。これは後ほどの議論の前提にもなりますので、再度、確認の意味を込めて伺つた次第であります。

このように、刑法の贈賄罪と外国公務員贈賄との間に、保護法益に相違がござります。このため、平成十年に外国公務員贈賄罪を創設する当たりまして、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施の確保を法目的とする不正競争防止法の改正により対応することが適切というふうに判断をされたものと考えております。

○村越委員 それでは、そのような目的の上でこの法律がどのように機能していくかという議論を後ほどさせていただきたいと思います。

条約のお話をさせていただきたいんですが、不正競争防止法の外国公務員に対する贈賄罪は、O

ECD加盟国を中心としたいわゆる外国公務員贈

防止条約の締結に伴い、それを国内において実

施するためには、その点に関しても御意見をいただきたいと思います。

ただし、本法案の目的である公正な競争秩序を担保するためには、国際商取引の場において、そこに参加するそれぞれの参加者が同様に、公正な競争が行われるための努力をする必要があるわけです、先ほど来申し上げておりますが。

もちろん、諸外国の法制度に我が国がしやしゃり出でていって、直接口出しをする筋合いはないか

と思いますが、条約を締結していない諸外国に対する贈賄が刑法ではなくてあくまで不正競争防止法で取り締まることが妥当だとする根拠を、先ほどお答えいただいた保護法益といふものを踏まえて御答弁いただきたいと思います。

○桑田政府参考人 お答え申し上げます。

この改正法案において新たに設けられる保護法益は、国際商取引におきます事業者間の公正な競争を確保するということが保護法益でございまして、その保護法益を確保するための手段として、今回、日本人の海外におきます国外犯処罰

を導入させていただきたいということでございま

す。

○村越委員 おつしやるとおりだと私も思つんで

いますが、非常にお答えしにくいことかもしれません

が、具体的にどういう働きかけを行つていかれる

のか、何か方策があればお聞かせいただきたいと思います。

というのは、大臣おっしゃられたとおり、我々先進国が不正な競争の防止に向けて幾ら努力をしても、やはり、そういうたつ努力をしない国々が市場に参加してきてどんどんわいろを贈つたりなんとかということをされると、我々が努力をしても余り意味のあることではなくなつてしまふ可能性があるわけですね。ですから、やはりリーディングプレーヤーとしての日本が具体的な努力をする必要があると思うわけでして、何か具体的な手段があればお答えいただきたいと思います。

○中川國務大臣 それはいろいろあると思います。例えばバイの、二国間の交渉をやるときに、不正防止ということについては、私自身も相手の国に対して、いろいろなお互いの交渉の要求項目の一つとして、日本側から、私からも何回も相手国に言つた経験もござりますし、またマルチの場でも、不公平な貿易をやめようというようなことを話合つたこともござりますし、今後もやっていきたいというふうに思つております。

○村越委員 次のトピックに移りたいと思うんですが、もう一つ条約なんですが、昨年の十二月に、二年がかりの交渉の末に署名された国連腐敗防止条約が、先ほど来私が申し上げている、また中川大臣が非常に懸念されていることに対する一つの解決策として大いに期待し得るわけですけれども、これに関して外務省にお尋ねをしたいと思います。

本条約によつて、今議論となつております外国公務員に対する贈賄問題が解決され、国際商取引の場において公正な競争秩序が保たれることが本当に期待できるのでしょうか。また、先ほど私が例として挙げました中国やインドやロシアといった国々は署名をしているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○高原政府参考人 お答え申し上げます。国連腐敗防止条約でございますけれども、国連

腐敗防止条約は二〇〇一年一月から国連総会のもとで設置されましたアドホック委員会で交渉が開始されました。昨年十月、国連総会において正式に採択されました。また昨年十二月、署名のための会合が開催されて、我が国も署名したところでございます。

国連腐敗防止条約は、公務員の贈収賄などを含む腐敗の防止のために国連のもとで策定されました初めての多數国間条約でございまして、贈収賄等の行為の犯罪化及び国際協力を含む腐敗対策の包括的な枠組みを定めるものでございます。

署名国につきましては、先ほど御指摘ございま

したロシア、中国などは署名済みでございます。

インドにつきましては、まだ署名していないと承知しております。

○村越委員 今御説明をいただいたように、現在この条約は日本を含めた各国がまだ署名をしたレベルでとどまっているわけですから、先ほど来てくださいように申し上げてきましたように、我が国が率先して公正な競争の担保に向けて努力すべきだと考えております。

それで、今後、我が国は、この条約の本格的な締結、批准に向けてどのように動いていく予定なのでしょうか。これも具体的なプランがあればお示しいただきたいと思います。また、そもそも政府として、この条約の締結に対して本当に積極的ななかどうか、そういうスタンスも含めてお答えいただきたいと思います。

○高原政府参考人 国連腐敗防止条約の締結につきましては、現在、条約の解釈等につきまして締結に向けた検討を行つてあるところでございま

す。現時点におきましては、締結の具体的な時期を特定することは困難な状況でございます。

○村越委員 ちょっとと関連してお伺いしたいんですけど、私も何分、きのうの夜、この国連腐敗防止条約に関する資料をいただいて、ちゃんと読み込

しは不正競争防止法の改正案との絡みに関してちょっとお伺いしたいんです。

いわゆる条約の国内法適用云々という議論があると思うんですが、腐敗防止条約と関連の国内の法律との絡みで何か問題が生じ得る局面があり得るんでしょうか。そういう問題点が現時点で浮き彫りになっているのであれば、お答えいただきたいと思います。

○高原政府参考人 まず、国連腐敗防止条約と外國公務員贈賄防止条約との関係ということから御説明させていただきますと、国連腐敗防止条約は、外国公務員に限らず、公務員の贈収賄等の腐敗の防止のための包括的な対策を定めておりま

す。その中で、外国公務員に対する贈賄の処罰も定められております。

次に、国連腐敗防止条約を締結する場合の国内法上の手当の問題でございますけれども、先ほど御説明申し上げましたとおり、国連腐敗防止条約におきましても外國公務員等に対する贈賄罪の処罰が規定されておりますので、ただいま御審議いただいている改定といふものは、このようないたたかれておりますので、その作業がまずは優先されるべきかと考えております。

○村越委員 お答え申し上げます。関連いたしまして、先ほどございました外国公務員贈賄防止条約でございますけれども、趣旨として重なるところがございます。

○高原政府参考人 これがO E C Dとアジア開発銀行が共催で、例年、これをアジア太平洋の国に対し周知させる、啓発するための対策会議を開催しております。先生御指摘のとおり、我が国としてもしかるべき貢献をすべきであるという観点から、平成十三年にはこの会議を我が国に招致いたしまして、また開催費を我が国が拠出いたしまして、アジア太平洋二十カ国強の参加を得ましてこのような会合を開催している、そういうような取り組みを行つております。

○村越委員 ありがとうございます。

次に、W T Oに關して若干お伺いをしたいと思

います。この規定を我が国において実施するに当たつて、国内法整備をどのようにしていくか、また、それに先立つて、個々の用語を含めまして条約をどのように解釈していくか、そういうたつ問題もござります。

○村越委員 先ほども御説明申し上げましたとおり、国連腐敗防止条約 자체は非常に広範な規定を含んでおりますので、昨年署名されたばかりの条約でござい

ますので、現在鋭意検討しているところでござります。

○村越委員 これも同様の議論になりますが、この条約も、我が国一国が頑張って批准をしたところの意味がないわけありますから、各国に対しして、外務省として、今後どのようにこの批准、そ

してこの条約の理念が達成されることに向けてどういった具体的な働きかけをしていかれるのか、プランがあればお答えいただきたいと思います。

○高原政府参考人 お答え申し上げます。先ほど御説明申し上げましたとおり、国連腐敗防止条約につきましては、現在我が国は、この条約の我が国自身による締結に向けた検討を行つているところでございますので、その作業がまずは優先されるべきかと考えております。

○村越委員 ありがとうございます。

次に、W T Oに關して若干お伺いをしたいと思

います。今の一連のお話は、国連の枠組みの中でどのように解決ができるかという議論もあつたわけです。W T Oという枠組みの中で外国公務員に対する贈賄の処罰という不正競争防止策について議論がされ得るのでしょうか。今、F T Aに關しては盛んに議論がなされているように思うんですが、余りW T Oの話を聞かないものですから、ぜひお

るものでありまして、一概に判断できるものではないというふうに承知しております。

○村越委員 同様の条件で外国人が国外において外国公務員に対して贈賄を行った場合に、その行為者が本法案で罰せられないとともに、その者が所属する法人も罰せられないという解釈でよろしいんでしょうか。

○桑田政府参考人 お答え申し上げます。

法律におきましては、外国人が日本国外で外国人公務員贈賄を行ったとしましても日本法では处罚をされない以上、外国人が所属をしております法人につき处罚をされたり監督責任が法的に問われたりするということはございません。

○村越委員 これはあくまで私見なんですが、そうだとすると、本法案の目的である公正な競争が同じ度合いで害され、また、従業員を監督する責任のある法人が同じ度合いで監督責任を行つたにもかかわらず、従業員が日本国民か外国人かの違いによって法人に対する处罚が百八十度異なることに純粹に違和感を感じるんですけれども、そうだとしたら、この法案によつて本当に公正な競争秩序が担保できるのかどうか、お答えいただきたいたいと思います。

○桑田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど来御答弁させていただいておりますけれども、法人重課につきましては、これは刑事法制全般にかかわります問題でございますから、法務省と十分調整をいたしまして行つてまいりました。

その点にかんがみましても、一般論的に申し上げますと、贈賄行為を行つた当該日本人が形式的に海外子会社に所属することのみをもつて日本の本社が全く処罰されないということにはなりませんけれども、あくまで自然人をベースにして、さらに法人重課につきましては、その中の監督責任等につきまして处罚されるというふうに承知しております。

○村越委員 今ちよつとお話をしましたが、法人のコンプライアンス強化に関して、もう余り時間

がないんでできるかわかりませんが、後で伺うつ

もりでいたんですけど、法人は、本法改正の趣旨と事実を十分に理解して、その従業員に対し、違反行為について十分な教育をしていく義務が出てくるんだだと思いますが、極論すれば、日本人従業員に対しては重々徹底的に教育をする必要があるんだろうけれども、外国人従業員に関しては、ともすると余り教育をしなくてもいいという

人が出てくるんだだと思いますが、極論すれば、日本人従業員に対しては重々徹底的に教育をする必要があるんだと思いますが、外人従業員に関しては、ともすると余り教育をしなくてもいいという

人が、いかがでしようか。

○杉山政府参考人 お答え申し上げます。

商取引の公正性を確保するというのは、今先生おっしゃいますように、これは従業員が外国人であるかあるいは日本人であるか、それを問わずにそういう面での要請はあると思います。

問題は、それを日本の刑事法制という法律的な枠組みの中でどこまでそれが対応するのが刑事的な法制として適当なのかという問題だと思いま

す。したがいまして、例えば経営上の責任とかあるのは道義上の問題というのを免れることはないと私は思っています。

したがいまして、そういう意味では、社内のいろいろなコンプライアンス教育に当たりまして、それは外国人であろうが日本人であろうが、それ

はそういう商取引の公正性を確保するという重要な観点にかんがみて、社内でのそういうた教育、研修というのは外国人であろうと日本人であろうと行われるというのが大事なことだと思っております。

○村越委員 よくわかりました。ありがとうございます。

別の面から、本法案の解釈に関してもう一点お伺いしたいんですけど、いわゆるファシリテーションペイメント、手続の円滑化のみを目的とした少額の支払いに関しては、本法案の引き金となつておられます外国公務員贈賄防止条約においては認められてているというふうに御案内いたしているんですが、このファシリテーションペイメントについて、我が国の本法案の中でのよう

れるのか。具体的に、どの程度の金額がファシリテーションペイメントとして許容されて、どこか

らが不正な利益の供与として可罰性があるのか、その点、お答えいただきたいと思います。

○桑田政府参考人 お答え申し上げます。

先生から御指摘ありましたファシリテーションペイメントでございますけれども、途上国におけるましては、ビザの取得とか公共サービスを受ける際に、それを円滑化する。あくまでも、不正な利益を受けることなどでなくて円滑化するという

観点で公務員が少額の支払いを求めるという実情があると承知しております。そうした観点から、

外国公務員贈賄防止条約におきましても、手続を円滑化するための少額の支払いについては犯罪とはされておりません。このため、条約の趣旨にかんがみまして、このような少額の円滑化の支払いにつきましては不正競争防止法における处罚の対象とはみなされておりません。

ただ、このような支払いの取り扱いにおきましては、各国におきます現状等いろいろ情報を集めながら、本法案成立後直ちに策定、公表予定の外国公務員贈賄防止指針の中で可能な限りいろいろな情報を提供していくかと思います。

○村越委員 ちょっと最後にお伺いしたいんですけど、企業のコンプライアンスに関して、これが今後政府が取り組んでいかることに関して非常に重要なことだと考えております。

○根本委員長 村越君、申し合わせの時間を経過しておりますので、御協力願います。

○村越委員 はい、もう終わります。

そのため、各国に対する努力を十分してもらおうことはもとより、我が国が各国に対してお手本となるよう率先して取り組んでもらうことを強くお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○根本委員長 この際、休憩いたします。

午後二時九分開議 午後零時三十三分休憩

に取り組んでいかれるのか。

また、本法制定後、法人、特に中小企業や、場合によつては個人に対して本法の周知、普及徹底に政府は先ほど申し上げているとおり努力をすべきだと思いますが、これに関する具体的な方策があれば、特に中小企業に対して普及の方策があ

ばお答えいただきたいと思います。

○菅大臣政務官 これを普及させて予防的な対策を講じることは極めて大事なことであると思っておりますので、この法律が成立をした後、速やかに、法律の内容や企業のコンプライアンスのあり方などを盛り込んだ外国公務員贈賄防止指針を策定する予定であります。その後、さらに、日本経済団体連合会、日本商工会議所、さらには日本貿易会などの団体において説明会を行う、そしてまた、外務省の協力を得て海外の事業者、従業員に対しても十分な周知徹底が行われるように努めています。

○村越委員 繰り返しになりますけれども、この改正案の趣旨である公正で透明な国際商取引市場を担保するためには、我が国のみなならず、未加盟の国だつたり法律を守る意識が希薄な国に対しても問い合わせをしていて、各國が足並みをそろえてルールを守ることが非常に重要だと考えるわけです。

○村越委員 政府には……

改正案の趣旨である公正で透明な国際商取引市場を担保するためには、我が国ののみならず、未加盟の国だつたり法律を守る意識が希薄な国に対しても問い合わせをしていて、各國が足並みをそろえてルールを守ることが非常に重要だと考えるわけです。

○根本委員長 村越君、申し合わせの時間を経過しておりますので、御協力願います。

○村越委員 はい、もう終わります。

そのため、各国に対する努力を十分してもらおうことはもとより、我が国が各国に対してお手本となるよう率先して取り組んでもらうことを強くお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○根本委員長 ありがとうございました。

質疑を続行いたします。近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介でございま

先ほど本会議が行われたわけでありますが、その場でも、各党の議員の方々がイラクの憂慮すべき事態について言及をされました。私も国会議員の一人として、政府はもちろんあります、それぞれの議員も、このたびの事態に対し覺悟が求められているのかなど感じておるところであります。そして、緊張感を持つて事に当たらなければならぬと感じておるところであります。

本委員会についても、案件は全く異なるわけであります、いずれにしろ、そういった時間を過ごしているという緊張感を持つて質問をさせていただきたく思つております。

私は、商品取引所法の改正案について、この点について絞つて話を伺つていただきたいと思つております。

イラクで有事が起きているわけですが、まさに原油の価格がこのところずっと、トレンドで見ると上がっているということで、そういう意味では、中東情勢が大変不安定となつてゐるという今の状況を考えてみても、商品市場、とりわけ先物市場といふものの機能というのは極めてこれからも大切になつてくるという認識を私は持つております。

そういう中で、今回の改正案、大改正ということであります、私自身、先物市場の問題点、指摘をされてきていますが、先物市場そのものについては、商品先物といふものの必要性、日本がきちんとした市場をつらなければいけないと、この意義は十二分に感じておりますし、すべきであると思つておるところであります。

しかし、きょう午前中、同僚議員から、現在の日本の先物市場の問題点、そして前近代性について数々指摘がされてまいりました。まさに、客觀的で、業界用語であります、ひどい言葉であります。十数年前に証券業界で損失補てんが問題になつたころ、一般的な投資家の方々のことをごみという形で言つた。大変問題になつたというのを私記憶しているわけでありますけれども、証券界ではもうさすがに、あれから数々の改革が行われ

て、そういった言葉は死語になつた。ところが、
考えられた知恵なわけですから、この機能を發揮
するためにどうしたらよいのか。現在は、個人投
資家にとってまさに危険の総合デパートのような
大変リスクの高いものになつてしまつた。
本来、商品先物というのは、大臣も午前中何度
かおっしゃいましたけれども、やはりある程度認
識のある方、これは私流に言えば、やはりプロの
世界のマーケットだと思っております。ところ
が、日本は、まさにその商品によって、八割以上
の方が個人委託者であつて、十一万人のお客さん
のうち、一、二年で、一説には七割以上の方々た
が退出される、入れかわるという、この特異性とい
うのはやはり世界にこれまた類を見ないことだと
思うわけです。
まず、大臣、この個人が中心の市場構造という
のについてどうお考えなのか、そして、今回の法
改正の趣旨というのは、やはり個人ではなくて、
個人、法人という言い方が的確かどうかは別にし
て、プロ中心の世界をつくるということなのかもど
うか、この御所見をまずお伺いしたいと思いま
す。

○中川国務大臣　近藤委員は長く、金融とかマー
ケットについて大変深い造詣を持たれていたわけ
でございまして、そういう前提で、マーケットの
メリットと恐ろしさ、あるいはまた、そこに参加
する人のメリットとデメリットというか恐ろし
さを多分十分御存じの上での御質問だろうと思いま
す。

午前中もちょっと申し上げましたが、私の地元
は農産物の生産地域でございまして、したがつ
て、農産物の商品取引について非常にかかわって
いる、生産者としてかかわっている人もいます
し、またそこに投資として参加している人も結構

いるんですけども、今御質問の、八割が個人で七割が入れかわる、これはやはりマーケットとしてはかなり激しいマーケットだなというふうに思います。

したがいまして、プロということは、要するにリスクを伴うんだという認識がまず必要なんだろうと思うわけであります。そこに、個人が必要もしも全員が素人とは言いませんけれども、素の人たちが参加をするときには、リスクが伴いますよという認識が当然なければいけないんだろうと思います。

しかし一方、マーケットそのものが、信頼性といいましょうか、先ほど十年前の株式市場のいろいろな証券関係のことを御指摘になりましたけれども、マーケットやそこに参加する人たちに対する信頼性というものがなければマーケットというのは成り立たないことは、もう近藤委員の方がよく御存じのことだらうと思います。

そういう意味で、健全なマーケットを育成し、そして特に、投資として参加する人は、いい目にも会うかもしれないし、損失もしますよと。しかも、これは預託金制度、レバレッジが働くマーケットでございますから、プラスも大きいけれどもマイナスも大きいよというところを十分認識をして、そして、プロだけとは言いませんけれども、アマチュアの方も十分そういうリスク、あるいはいろいろな、相手はプロですから、プロの中に飛び込んでいくんだよという認識、そしてその前提としてのマーケットの信頼性というもの十分確保しなければならない。

そういう意味で、過去においては、委員御指摘のように、いずれも不十分であったと私自身も思つております。したがいまして、委員御指摘の中には、いろいろな大規模な改正をいたしまして御提案をし、御審議をいただいているということでございまます。

○近藤(洋)委員 大臣も十分商品先物市場について理解されていると思つております。

大臣御自身は商品先物をやられたかどうか、御

経験あるかどうかですが、私も実はございませんで、何度か、サラリーマン時代に勧誘の電話を受けたことがございました。しばらく浪人をしておりましたから、また電話もなかつたのですが、きのう、質問するということで、各社に電話をしてみました。自分の方で。どういう勧誘をされるのかなということでおつてみました。

まさに、電話したところ、自営業者、三十八歳ということでやつたわけありますけれども、石油の商品をまず勧められました、やはりこういう中東の情勢だからと。必ずもうかりますよ、間違いくなくもうかりますよと、怒濤のごとくの勧誘のお話で、リスクはどうですかと聞くと、いや、リスクは、預かり金が半分になると、追い証、要するに追加の出資といいますか、追加の取引をすればすぐそこはカバーできますから大丈夫ですよというお話で、実はその中には上場企業もござります。六社ほどかけましたが、ほとんど、リスクに對して明確な説明をされたのは一社しかなかつたということをあえて指摘をしたいと思つておるわけであります。

勧誘の問題につきましては、午前中、同僚議員がきちつとした話をたださせていただきました。私は、それはそれで同時に大切なポイントだと思つてゐるわけですが、別の問題を伺つていいと思つてゐるわけです。

それは、まさにプロの世界をする、認識を持つた方々が参加するという観点に立ちますと、一般的な個人が簡単に取引できぬ水準を引き上げる。一枚当たり、何枚、十万円とか六万円とか、商品によつてそれぞれですが、この水準を引き上げるということが、そして一枚当たり引き上げることが本来は、まさにこれだけ大きな商品なんだ、百万円投じても一千万円の取引になるわけですから、認識するまづ一步なんだと思つわけですけれども、認識するまづ一步なんだと、農林水産省は昨年五月に、これはよくわからぬのですが、ほとんどすべての商品について委託証拠金を引き下げられました、昨年五月。これは大臣告示で決めら

れることで、伺ったところ、ほとんどすべての商品について委託証拠金の水準を引き下げられた。

これは、なぜ、どういった意図があつて引き下されたのか、まず、この意図についてお伺いしたいと思つております。御答弁を。

○田中(孝)政府参考人 お答えいたします。

昨年、御指摘の時期に、ほとんどの商品について約四分の一ほど委託証拠金を引き下げてございました。委託証拠金につきましては、大まかに言って次のような考え方でその証拠金の水準を決定しております。

これは、一つは値幅。価格の変動がどれぐらいであるかということを、過去の数値から値幅制限額というのを決めます。

もう一つは、いわゆる呼称と言わわれている単位と実際の取引一枚という単位が違いますので、その倍率を掛けるという操作をしております。

もう一つ、今回の引き下げに当たりましたのは、取引等々、値洗いがあつた日から決済までの期日というものに、まずそのところでリスクを見込んで、今までには、今申し上げました値幅の、変動幅の何倍かということで、二倍の値を掛けたものを大臣告示額、これを委託金額の最低値にしておつたのでございますが、昨年の六月から、それが、決済期日を、取引日から二日目の正午までといふのを一日目の、翌日の正午までということに短縮いたしました。

この最後の掛け値のところというのは、決済が延びるということでの間のリスクをカバーするということです。一方、そうした期日はできるだけ短い方がリスクが少ないとことでも短くすることが求められてきたわけでございましたが、昨年六月からこれが実施されるということになりましたので、これにあわせて、先ほどの算式に基づきましたので、その証拠金の水準を引き下げたものでございます。

○近藤(洋)委員 余りよくわからないですね。二日を一日に下げたから、まあ引き下げたと。

そもそも二日間もあること自体おかしいわけで、それが短くなることが下げの理由にはまずならないというの有一点。値幅という御指摘でしたが、

商品などいうよりも、商品先物は大きく値が動く危険な商品だという観点から、引き下げるのはどうかということを伺つたわけあります。まあ、い

いでしよう。これは法案がまだ、この法案が通るかどうかわかりませんけれども、この法案の前ですから、やられたとしても。

問題は、大臣、この法案が通つたときに、まさに先ほど大臣がおつしやつたような趣旨の、プロの世界をきちっとつくるという新しい制度ができるとき、法案が通つたとすれば、委託証拠金の額をやはり引き上げる運用をすべきではないかということなんですね。もう私に説法ですか

ら、言いません。

今の単位が六万円とか十万円とかという単位であれば、おじいちゃん、おばあちゃんは簡単に入るわけであります、やはり。これが五百万円とか一千円であれば、そう簡単に入れないというこ

とであります。実際の被害は、国民生活センターの被害届等の資料によると、損をしている方の平均値は一人当たり七百万円だそうですよ。被害額

七百万円。車やマンションなんかと同じだけの被害を受けているんですね。それが、七十万とかそ

ういうお金でそれだけの被害を受けているという商品なんですから、当然、委託証拠金のレベルを引き上げる、これは大臣告示でできる、新法では大臣の認可ということだそうでありますけれども、この法の改正の趣旨に従つて引き上げる必要があると思いますけれども、いかがですか。

○江田(大臣)政務官 今、先生御指摘のところございますが、取引証拠金の金額を上げて、そして個人投資家を参加できることないようにそうやって保護すべきではないかということ御質問であるかと思いま

すが、まず、この証拠金額の大額な引き上げは取引コストを増大させることになります。本当に価

格変動のリスクヘッジニーズを有している当業者とか、そして主体的な投資判断を行つてやればプロ

の投資家からすれば、この取引に参加する機会を奪つてしまつというような可能性がございます。したがつて、慎重に検討する必要があると考えておるところでございます。

他方、先生が御指摘のこの委託者保護、これは非常に重要なことと我々も思つております。このことの先物取引のトラブルの中には、一般個人が望まない形で、先ほども申されているように、いろいろな、リスクの大きい、こういう問題に引き込まれていく、そして大きな損失をこうむるといった事例が多く見られます。したがつて、入り口段階での勧誘規制を強化するということの方が特に重要ではないか、そのように考えております。事例が多く見られます。したがつて、入り口段階

要ではないか、そのようになっております。このような観点から、今回の法律でも、まずは適合性原則をしっかりと強化していくべきであ

る、すなわち、顧客の知識、経験、財産の状況に照らしまして不適当と認められるような勧誘を行つてはならない、これを法制化したわけでござります。したがつて、主婦の方、高齢者の方といふのはこれによって保護されることになります。

またもう一つは、説明義務、説明をしっかりとしなければならないという、これを法定化させていただいたところでございます。さらには、再勧誘を禁止する、これも法定化させていただいております。

こういう三つの大きな入り口段階での規制を設けることによって、抜本的にこのような事例が少なくなるようにしていこうとしているところでござります。

今後、その運用ガイドラインというのも策定、公表しまして、それに基づいて厳正な執行を行つていく、そういう覚悟でございます。

○近藤(洋)委員 政務官 政務官は奥さんがいる

かどうか知りませんが、奥さんがいらっしゃると思いますが、もし奥様が先物をやつたらお勧めに

なりますかね。僕は反対ですね。國民生活センターに昨日行つてまいりました。

消費者相談の責任者の方にお話を伺つてまいりました。その方は「論座」という雑誌にも書かれて

いますから、お調べいただければいいんですが、商品先物市場、苦情の現場に立つていてる方ですよ。政府の関係機関の方が、商品先物市場、その責任者の部長さんに一般の方々がやるべき商品ですかと純粹に聞いていただきたい。入り口の議論と言いましたけれども、これも入り口の議論ですよ。入り口の議論です。

私は一般的投資家を排除しろと言つてるのであります。意欲のある一般投資家ならどん

んやられたらい。委託証拠金が一千万円積める、お医者さん、弁護士、それぞれの方がいらっしゃるわけです。そういう意欲があつて、本当にそれだけの覚悟を持つた方がやるならば、堂々とやつたらしいと思うんです。そういう環境をつくるべきだという視点を申し上げておきます。

そこで、大臣にお伺いしたいんです。

そもそも、今回の法改正の、どうも見え隠れするというか感じるのは、この法改正、経済産業省はどこを向いてるんだろうということなんですね。(発言する者あり) そのとおりなんです。いい御指摘ありがとうございます。業者のためな

のかということなんですね。取引業者の方を育成する産業政策としてこの法改正を考えていらっしゃるのか、それとも、きちんととした市場をつくることの、どこに軸足を置いているのか。

産業政策が業者を育成する、九十七社ある企業さんを何とか昔の産業政策的に伸ばすという観点の法改正か、それとも、マーケットをつくる、市場をつくるという観点の、この目的だけ簡単で結構です、どちらが目的かだけ端的にお答えくださいませ。

○坂本副大臣 本法案は、委託者の保護を強化し、公正で信頼性の高い市場制度を整備することを目的としたものであります。あわせて、前述の委託者制度の強化とか市場の信頼性、利便性向上

のための制度整備によって、当業者や機関投資家の積極的な市場参加への環境が整って、より健全な市場構造の実現に寄与するものであると思っております。

○近藤(洋)委員 簡単にはお答えいただきましたが、基本的に私の解釈は、市場をつくるということが目的であると解釈させていただきます。現在はかじを切った。まさに証券取引、証取法のほとんどコピーのような法律ですね。今回の法律は、証取法のコピーですよ。ですから、証券市場のようないものを、コピーと言うと大変つくられた方に申しわけない、大変それをモデルにされた法律ですね。ですから、そういったのを目指すんだというふうに認識したい。

そこで、大事なのは、プレーヤーというか、やはり取引業者、会社の質の問題なんですね。この質の問題についてぜひお伺いしたい。そして、それが担保するのが検査監督体制ということですから、そこに絞つてこれから話を伺っていきたいと思つておるんです。幾ら立派な設計図をつくつて、立派な法案ができるても、そこに住む住人が、これはもう極悪人質が悪ければ、失礼いたしまして、削除してください。質が悪ければ、壊れてしまうわけであります。

そこで、ことしの一月に、大手の商品先物会社、東京ゼネラルが破綻いたしました。顧客から預かった資産のうち、百十億円のうち五十億円が不足していると伝えられておりますが、顧客の資産の弁済状況はどのようになつてゐるのか、見通しについて、まず現状をお伺いしたいと思いま

す。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

本年一月の六日に私ども許可を取り消しました東京ゼネラルの資産の問題でございますが、私どもの帳簿では、委託者が約四千名いらっしゃいます。

お尋ねの委託者資産の返還手続でございますけれども、東京ゼネラルが取引所に預託をしておりました受託業務保証金につきましては、本年一月

に、主務大臣による配当手続に移行する旨の公告を行つたところでございます。現在、各委託者が債権の申し出、一応五月二十日を期限としておられますけれども、を受けまして、その後、各取引所が債権の確定を個々に行ひます。その上で主務大臣配当計画が提出をされ、これに基づき委託者に返還されることになります。

あわせて、これと並行いたしまして、現行制度では、社団法人商品取引受託債務補償基金協会というのが弁済保証をしておりまして、この補償基金によるところの、まず同社が分離保管をしている財産、それから同基金協会の基金の弁済限度額、三十億円でござりますけれども、この合計を限度として支払いが行われることになります。

この手続によりまして、委託者資産の相当部分は返還される見込みであると思つておりますが、具体的に申し上げますと、現在、帳簿上の委託者は債権額が百九億円でございます。支払い財源といつたましましては、各取引所に預託をされておりました受託業務保証金二十六億円、補償基金協会の弁済限度額約三十億円、そのほか、同社の分離保管

ことですね。受託債務補償基金の上限は三十億と決まつてゐるわけですし、穴があいています。この策定作業は時間がかかると言いますが、早急にやりますけれども、を受けまして、その後、各取引所が債権の確定を個々に行ひます。その上で主務大臣配当計画が提出をされ、これに基づき委託者に返還されることになります。

そこで、この破綻に至るまで、当局が一体どん

な検査をしてきたのかということなんですね。この破綻には大変理解しがたいいろんな点があるべきであります。つまり、かつ、少なくとも穴があくことは、非常な確率で高いと言わざるを得ないわけです。

そこで、この破綻に至るまで、当局が一体どん

な検査をしてきたのかということなんですね。この破綻には大変理解しがたいいろんな点があるべきであります。つまり、かつ、少なくとも穴があくことは、非常な確率で高いと言わざるを得ないわけです。

そこで、この破綻に至るまで、当局が一体どん

な検査をしてきたのかということなんですね。この破綻には大変理解しがたいいろんな点があるべきであります。つまり、かつ、少なくとも穴があくことは、非常な確率で高いと言わざるを得ないわけです。

そこで、この破綻に至るまで、当局が一体どん

な検査をしてきたのかということなんですね。この破綻には大変理解しがたいいろんな点があるべきであります。つまり、かつ、少なくとも穴があくことは、非常な確率で高いと言わざるを得ないわけです。

そこで、この破綻に至るまで、当局が一体どん

な検査をしてきたのかということなんですね。この破綻には大変理解しがたいいろんな点があるべきであります。つまり、かつ、少なくとも穴があくことは、非常な確率で高いと言わざるを得ないわけです。

そこで、この破綻に至るまで、当局が一体どん

行いました。

一一一

<p>も指摘をし、そして、免許も取り消しをしていな い。これは考えられません。</p> <p>なぜですか。なぜ取り消さなかつたんですか。 九九年から四年間も粉飾決算を知りながら、ない しは指摘を受けながら、この状況が続いていた。 なぜだつたんですか、明確にお答えください。</p> <p>○青木政府参考人 私の承知しておりますところ では、日商協に対します帳簿について疑念があつ たといふのは事実でござりますけれども 日商協 に対する提出の帳簿の問題であるということで、 当局としては直接立入検査をしなかつた、こうい う経緯にあるといふうに聞いております。</p>
<p>○近藤(洋)委員 日商協の専務も幹部も経済産業 省から来られているんですよ。</p> <p>先ほど、業界中立団体が自主規制するとか、自 主規制団体がやるからという話をこの法改正でも 言つてゐるわけです。その日商協に対しての話だ から、私たちは知り得るような立場になかつたと いうのは、これはどう見ても納得できませんね。 大臣、どう思いますか。この点、やはりおかしい と思いませんか。きつとお答えください。あと、わ からなかつたといふのは理由にならないで すね、日商協の報告を受けたのに。</p> <p>もつと言いましょ。いいですか。東京ゼネラ ルには、返済遅延、先ほどから言葉が出ています ね、要するに委託金を払わぬということです。こ れは銀行によつたら、要するに預けた預金が戻ら ないということです。銀行でいけば。この返 済遅延の苦情が寄せられていました。</p> <p>先ほどから、私審議を聞いていて不思議だな と思ったのは、返済遅延が何か当たり前のことの よう言われているんですけども、そういう苦 情もありますなん。この苦情は、まさに、これ だけで本来ならば業務改善命令の対象になるんで す、苦情が寄せられていたことによって。苦情も 寄せられていた、粉飾決算もあつたのを何となく 感じていた。何で業務停止命令しなかつたんです か、お答えください。大臣でも結構です。副大臣 でも結構です。政務官でもいいですよ。お答えく ださい。</p>
<p>○青木政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>平成十四年の八月に日商協が処分をいたしまし たけれども、十四年の三月、日商協が、東ゼネの 監査法人から、みずから監査したものと、それか ら東ゼネがインターネットで公表しているものと 違うのではないか、そういうような連絡を受けた やに聞いております。</p> <p>四月に、私どもは、同協会からその報告を受 け、日商協に対して、事実関係を調査の上、自主 規制規則に従つて必要な措置をとるように指示を したということございます。</p> <p>それを受けまして日商協の方で調査を行い、同 年八月に過怠金二千万円の制裁処分を行つた、そ ういうふうに報告を受けております。</p>
<p>○近藤(洋)委員 これでは、先ほどから申し上げ てゐるところ、決算報告といふのは、それは投資 家の方々は非常にこれを見るんですよ。それが、 記載が虚偽記載。それも、一億二億じやないです ね、四十数億円、その資産の部分が間違つてゐる と、いう指摘を受けている。大変大きな額を間違つ てます。粉飾決算をしていたんですね。</p> <p>この事実を知りながら、なぜ、これはやはり行 政として、大臣、おわかりいただけると思いま す。これは金融の常識として、虚偽報告があり、 そして返済遅延もあり、検査もあり、これで、そ れもその初動の、いいですか、十七日しか業務 停止命令をしていない。全く納得いきませんね。</p> <p>一方、先ほど申し上げましたが、十三年秋に立 入検査をいたしましたけれども、それに関しまし ては、虚偽帳簿の作成の違反等々、法令違反がござ いましたので、ほぼ日商協と時期を合わせまし て、十四年四月に行政処分を行つた、こういう経 緯にござります。</p>
<p>○青木政府参考人 日商協からの報告及び指示に ついては以上のとおりでござります。</p> <p>同時に、私どもは十三年の秋に立入検査を行つ ていたところでございますが、そこで、一任勘 定、あるいは架空口座を使って自己取引をやつて いた。それに伴います虚偽帳簿の作成の法令違反 でありますね。</p> <p>○近藤(洋)委員 その処分が三日間の業務停止と いうことだつたわけですね。これだけのことを やつて三日間の業務停止、余りではないでしよう か。そして、こういう形で不渡りを出した後にも 繰にござります。</p> <p>ですから、先ほど大臣に伺つたんです。市場な んですか、業者なんですかとということは、だから お伺いしたんです。これは、今回の法案は非常に 執行体制に問題ありという指摘をせざるを得ませ んね、この状況では。</p> <p>東京ゼネラルは業界最大手です。業界最大手の 破綻を先延ばし先延ばしして、その不安を恐れた のか。いずれにしろ、後ろには、一般の投資家が いるんですから、顧客がいるんですから。そのこ とに對しての責任をどうとるのかということなわ けであります。</p> <p>○青木政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>十四年、初めの三月の日商協につきましては、 先ほど申し上げましたように、監査法人からの指 摘があつたという報告を受けましたので、私ども としては主務官庁として、日商協に、事実関係を 調査の上、自主規制に沿つて必要な対応をとるよ う指示したところでございます。</p> <p>その結果、日商協におきまして、同年八月に、 同社に対して過怠金の二千万の制裁処分を行う旨 の報告を受けたところでござります。その中身につ きましては、実は、短期貸し付けを長期貸し付 けに、長期貸し付けを短期貸し付けに振りかえ る、そういう意味の虚偽の報告があつたというこ とでござります。</p> <p>これを私どもの監督上の事項に直してみます と、ほとんど、流動性比率についてほぼ行政処分 をするに足りる基準ではなかつたものですから、 その点については特に是正を求めなかつたところ でござります。</p> <p>他方、先ほど申し上げましたが、十三年秋に立 入検査をいたしましたけれども、それに関しまし ては、虚偽帳簿の作成の違反等々、法令違反がござ いましたので、ほぼ日商協と時期を合わせまし て、十四年四月に行政処分を行つた、こういう経 緯にござります。</p> <p>この会社は、東京穀物取引所の企業会員であり ましたけれども、二十億円余りの負債を抱えて自 己破産しております。この会社の経営難が伝えら れたのは、かねてからずっと経営難は繰り返し伝 えられていました。伝えられておりますけれど も、いよいよ差し迫つた年の平成十四年の九月、 同業の企業七社が総額二億四千五百万円の資金を 援助しております。委託金を払っています。この 手引きをしたのが、この指導をしたのが、東京穀 物取引所の幹部、事務局がこの支援にかかわつて きたということであります。</p> <p>この会社も、まさにずっと同じような形で返還 遅延の苦情が前から寄せられていました。にもか かわらず、行政指導で延命措置をして、結果とし て同じ年に破綻をいたしました。まあ、奉加帳方 式というのは懐かしい言葉であります。もはや、 これまた日本の企業の中ではなくたと信じた い言葉であります。この奉加帳方式による延</p>

命、破綻のてんまつについて、農林水産省はどのように受けとめいらっしゃいますでしょうか。

副大臣、お答えください。

○金田副大臣 アイコムの問題でござりますか、アイコムを支援する手法といたしまして、仲間内というべき先物取引会社が先物取引を委託すると

いう方法は慣行的に行なってきたものでございますけれども、関係会社に、東穀の役員、東京穀物取引所の役員らが依頼を受けて支援要請した事実はありました。しかし、これに関して農林省が指導したというような事実はございません。

○近藤(洋)委員 農林水産省が支援をしたという事実はないということであります。副大臣、ただし、この事態を招いたことについては、そうすると農林水産省は関係ないということによろしいんですね。

○金田副大臣 東京穀物商品取引所の役員が、アイコムに対する支援の要請を行った、取引所の一員のために、その支援のために、不透明な、奉加帳方式というような、そういうものを主導したというふうにこの役員が思われかねない、そういった誤解を招きかねないもので、まことに慎重を欠いた対応であったというふうに考えております。

○近藤(洋)委員 そこで、この件について、農林水産省がみずからを検証した資料が、農林水産省総合資料局「商品取引員アイコムの破綻に関する調査結果について」という、お手元に出させていただいた紙であります。

事務方の総括ですけれども、この報告書、大変率直に書いていますね。こういった報告書を出すという姿勢は、この課長、どの担当課長か知りませんが、自責の念にかられたのかどうかは知りません、しかし、こういった報告書を出したという姿勢は大変すばらしいことだと思ってます。ただ、この報告書を読みますと、ちょっと副大臣の御答弁に、私、やや問題があるのであるのではないかと思うんですけれども、この報告書自体に、アイコムの問題について、こう総括しています。

最後から二ページ目の三、四枚目の三で「アイ

コムへの対応に関する問題点」という形で、この報告書はこう総括しているんですね。四行目です

ね。「行政をはじめ関係者が同社を延命させようとした結果、破綻処理のコストの増加を招いたことは問題と言わざるを得ない」、「行政をはじめ関係者が」と。ですから、先ほど確認しましたが、関係ない、どうですかということは、誤解されたのかもしれませんので、もう一度お答えください。

○金田副大臣 アイコムの問題につきましては、本來、行政が立入検査を行って、アイコムの資産

だとか経営の実態を把握いたしまして、これに基づく適切な処理をするべきだった、そういうことをすれば、そういった同社の破綻処理のコストが

もっと低く済んでおったのではないかというよう

なことは問題であったというふうに考えてはおり

ます。

○近藤(洋)委員 副大臣、この報告書では、延命

をさせようとした意図があつたと総括しているんで

すね。

この事務局の総括を受けて、副大臣、もう先輩

の政治家に対して大変失礼ですけれども、やはり

ここは政治の御判断で、政治家としての御見識を

ぜひお伺いしたいと思ってるわけであります。

ですから、副大臣、お忙しいところ来ていただき

ました。行政の、やはりこれは総括、事務局が、事務方が総括しているんです。

○金田副大臣 問題だというふうに考えておりま

すので、今、それに対し対策を講じさせていた

だいでいるところでございます。

加えて伺います。いいですか、それに加えて、

この報告書は、いいですか、三行目です。「業務

強化、あるいは検査員の強化、あるいはこういつ

た検査のための研修を今強化しておりますし、ま

た、検査マニュアルなんかもなかつたわけでござ

りますので、そういった問題業者に対する検査マ

ニユアル等々も今つくつておりますし、そういう

透明性を持った対応をすべきだという考え方

で、その確立のために、一生懸命、今現在努力し

ているところでございます。

○近藤(洋)委員 まず、このアイコムの、副大臣もこの穀物取引所の役員の行動は、この報告書で

も、問題であった、誤解を招く行動であつたといふことをお認めになつておると思うんですけれども、だとすると、この商品先物取引所のこの役員

に対しても、この處分はどのように行つたんでしょうか。また、行う御計画はあるんでしょうか。

○金田副大臣 この東穀の役員はもう既に退任せおりますけれども、そういうた、彼のやつたこ

とというのは不適切であつた、まことに誤解を与えるような行動であつたということではございま

すけれども、それが違法なものであつたかどうか

ということについては若干疑念がございまして、处分はしておりません。

○近藤(洋)委員 七取引所の理事長さんは、農林水産省、経済産業省のOBですね。このことを指摘させていただきたいと思います。本件について

は、また同僚議員が別の機会にこの審議について

ただしていくことなどでござりますので、この事実を指摘させていただきたいと思つておるわけ

であります。

いいですか。極めて甘いと言わざるを得ないのは、この報告書は、さらに、農林水産省の対応についても、このように総括をしているんですね。

(1)の二行目を見てください。「アイコム

に関する顧客からの苦情があつたにもかかわらず」まさに前から苦情があつたにもかかわらず、「立入検査を行わなかつたため、関係者の經營改善努力を見守る」という対応に終始した。立入

検査を行い資産・経営の実態を把握できなかつたため、適切な処置を講ずることができなかつた。」このことで監査の必要性を認めているんで

すね。やつてなかつたと。

いいですか、それに加えて、

この報告書は、いいですか、三行目です。「業務

強化、あるいは検査員の強化、あるいはこういつ

た検査のための研修を今強化しておりますし、ま

た、検査マニュアルなんかもなかつたわけでござ

りますので、そういった問題業者に対する検査マ

ニユアル等々も今つくつておりますし、そういう

透明性を持った対応をすべきだという考え方

で、その確立のために、一生懸命、今現在努力し

の資質に問題の根源があると考えられるとこの報告書は総括しているんです。

副大臣は、検査マニュアルとかとおっしゃいました。これは、そもそも職員の資質に、体制に問題の根源ありとみずから書いているんです。これについてどうお考えですか。

○金田副大臣 こういう私との取引の関係、取引所の関係でござりますけれども、こういったところに立入検査をすることがどういった社会的な反響を呼ぶかということについて、取引に対する

信用、商品取引に対する信頼が低下する、あるいは、その取引員の信用が……(発言する者あり)

答えていきますよ。取引員の信用が相当低下して、これらの債権者に対する動搖というものがどう

いうふうな影響、相当の強い影響があるんだろうと

いうようなことで、極めてそういう状況についての、何というかな、積極的な対応というのがなかなかできないという状況にあつたことは事実だ

らうというふうに思います。

こういったことについて、個々の検査員の判断に任すではなくて、こういった場合にはちゃんと立入検査をするんだよというような客観的な透明性のあるマニュアルというものが必要だらうと

いうことです、今そのマニュアルづくりを一生懸命にやつてているところでございます。

○近藤(洋)委員 こういった報告書を勇気を持つてつられた事務方は、僕は評価したいと思うんですよ、大臣。こういったまさに反省があつて、

そして新しいものをつくるということをしなければ、事は改善しませんからね。

ただ、先ほど、大臣、あえて言います、その体制をつくるところとおっしゃいましたけれども、

その体制についてお伺いしますけれども、農林水

産省の体制、今の検査の人数、一名も増員され

ていませんね、来年四月から。この事件が行われてから、一名かな、きのう調べて、若干一名増員され

た。けれども、全体で二十数名のうちの一名と

いうことがありますから、まあ何をかいわんやと。これだけの総括をしておきながら、新しい法

律を通したいとおっしゃっている、新しい法律を通して市場をつくるとおっしゃっているのに、ほ

ん。そしてまた、我が省自身が、健全なマーケットを確立するための我々自身の役割というの、責任というのも一段と大きくしなければいけないと思っております。

わけです。ゼネラルにしろ、アイコムの処理にしろですね。

の苦情をされていたのだなという話を実地で伺つて、きたわけですけれども、これだけ、あえて言いますと、行政の監督能力も欠如しているという状況の中で、頼るべきは、ある意味で、苦情をいかに

これは、今度は中川大臣にお伺いします。いいですか。これは、こういう総括をされている、ま

なま 東京セントラルにつきましては 現在
法当局が捜査中ということをございますので、い
つまでにということをおなかなかお約束できません

効率ということを考えれば、これはやはり金融商品ですから金融というもののくりで、これは省の省益とかそういう問題、やはり一般の方々も大変困っているし、国益としても、マーケットがで

スピートを上げて対応する。省庁を選択するかなど、いろいろだと思ふんですね。まさに苦情は社会の公共財という側面もあるとも思つております。そこで、私たち民主党は、議員立法で消費者保護基本法の制定を今国会で予定しております。も

したくありませんけれども、やはりこれは大問題だと思うんですね。こういった不透明な破綻処理が行われた、立入検査がしつかり行われていな

四

ておられますので、調査報告を求めていきたい

○中川国務大臣 プロレスのプロのレスラーと子

大も盛り込んでおります。国民生活センター、日々、先物に対する情報が寄せられて いますけれども、こつ去来のまきは「当司よろざきこくへど

と思ふんであれ
ぜひ、大臣、この体制をどうされたらいいとお

問題、これはまさに大改正です、この法律。大改

れども、そんなことになつていて、そして、レ

ンターが、今後、やはりもつと積極的な役割を内閣において果たすべきだと考えておりますけれども、きょうは永谷国民生活局長がいらっしゃって

会の皆さん方には御納得いかないのでないかと

ん。

かもしれませんけれども、日本の経済産業において大事な商品先物取引市場を健全に発展させて

○永谷政府参考人 訪問していただいたようであります。どうもありがとうございます。

しゃつたように、一人一人、一つ一つのプレイ

リ一であれ何であれ、こういつた状況できつちり段折^ハチエツフ^ハミ^ハ、な^ハつけ^ハミ^ハ。そし

それ以前に、我々としても、徹底的に過去のこと
をチェックし、そして、何が足りなかつたのか、
欠けていたのかを十分検証をしなければいけな

に、まさにリアルタイムで起こっているいろいろな消費者の苦情とか相談というのをリアルタイムで集めてくるようなPIO-NETというシステムを持っております。今まで、国センでそ

されるんだろうと思つております。

大臣は農林水産大臣も御経験でござります。両

(近藤洋)委員 現状ではとても新しい法改正にたどり得る体制ではないということを指摘しておきたいと思います。

うなことをやってきておりますけれども、これがからもつともっと、そういう部分でも積極的に情報提供していくようなことを考えていくこうと思つております。

我が方の、東京ゼネラルに関しては、改めて、御質問があれば、きっちりとした事実関係をもう一度調べ直さなければいけないのかもしだせませ

調べてきて、本当に、住専の話だと昔の金融の話をどうと、全く同じことを懲りずに、さらにもつとざっくやっている姿を見て、愕然とする

第一類第九号 経済産業委員会議録第九号

平成十六年四月九日

ことはやつてきております。そういうのももつと頻繁に開いていくとか、あるいは、先ほど来御指摘になっております商品先物取引の分野における連携につきまして、これからもっと意を尽くして、情報をみんなでシェアをしながら、余り変なことが起こらないようなことを目指して頑張つていただきたいと思つておりますので、また、どうぞバツクアップをよろしくお願いします。

○近藤(洋)委員 商品先物市場というのは本当に大事な市場の知恵だと私は思つていますから、これをやはりプロの世界に変えなければいけない。

ロンドン、ニューヨークに負けないものにしなきゃいけない。そのためには、今の体制、今の法運用ではとても追いついていかないということを最後に指摘をさせていただきたいと思います。不招請勧誘の禁止を盛り込む修正に加えて、冒頭申し上げました、運用においてバー引き上げること。要するに、今一枚数万円ではなくて、百万円以上にする。今の行政の体制はこういう状況ですから、恐らく多くの同僚議員は納得していないと思いますよ。こういう状況ですから、それを改善するならば、市場参加者をもう制限するしかないんだと。これは運用でできますから、大臣の判断一つでできますので、ぜひこの必要性を強く申し上げまして、私の質問を終えます。

○根本委員長 次に、菊田まさこ君。

○菊田委員 民主党的菊田まさこでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、特定商取引に関する法律について御質問させていただきます。この法律は、昭和五十一年、訪問販売等に関する法律として制定されました。その後、昭和五十九年の第一次改正から一昨年の第六次改正まで、ほとんど一年か二年おきに法改正が行われ、そして規制の強化を図つてこられたということでございます。

しかし、それでも消費者被害はふえ続けているという実態でございます。消費者取引に関する苦

情相談件数の推移を見ますと、国民生活センターのデータによれば、平成十四年度は八十七万件、うち特定商取引にかかるものは五十七万件となりました。そこで、十年前と比べると約四倍にふえています。このまま行けば、やはては百万件時代が

やつてくるのではないかということをございます。が、幾つか法改正を行つて規制をしても、これは実効が上がつてないということのあらわれなのかなつており、十年前と比べると約四倍にふえています。このまま行けば、やはては百万件時代がやつてくるのではないかということをございます。地元の消費者協会の会長さんにお会いをいたしました。そして、幾つかの御意見を賜りましたけれども、大変印象深かつた言葉は、これだけの法改訂によってこそ、こうしたたくさんの被害を減らすことができるのか、まずお伺いしたいと思います。

○坂本副大臣 新しい消費者取引の形態が次々に出てきているんですね、毎年毎年。さらに、悪質な事業者が規制を逃れる新手の手口をこれまで毎年毎年考え出しています。昭和五十一年の法制定後通常で、おっしゃるよう六年、最近の五年間でも三回の法改正を行つております。

今までの法改正といつても、包括的かつ実効ある規制を設けようとすれば、通常の事業活動にまで過度な負担や弊害を生ずるおそれがあり、他方、広く浅い規制を設けるにとどまれば、悪質事業者に対しても実効ある規制とはならない、新手のトラブルに対処するため、迅速かつ的確な法改正がその都度必要とされたためであった、こうなつております。

今回の改正は、民事ルールの充実を図ることとしておりまして、その内容は、御承知のように、虚偽説明等の場合は契約を取り消せる、それから、返品できるルールも整備しております。同時にまた、クーリングオフを妨害した場合には、期間が経過後でもクーリングオフができる。そういうようなことをやることによって、実際に被害になつてゐるということです。

そういう意味で、消費者の方もより適切な判断ができる知恵をつけていかなければならないと思います。特に、高齢者というのはある意味仕方がないのかなという感じがしますけれども、しかし、十代や二十代の若い人がこうした手口に大変だまされているということは、私は大変問題だと思いますが、若年層からの消費者教育というのに行われているのかどうか、消費者教育にどのよう取り組んでいるのか、お答えいただきたいと思います。

○菊田委員 結局、非常に中途半端といいますか、とりようによつてはどちらでも言い逃れがで

きるような、そんなものであつたということにようつて、こうした被害が減らなかつた。ですから、私は、今回の法改正によつて、本当に完全なるものを目指して十分な議論を積み重ねていくことが大事だというふうに思つております。

地元の消費者協会の会長さんにお会いをいたしました。そして、幾つかの御意見を賜りましたけれども、大変印象深かつた言葉は、これだけの法改訂によってこそ、こうしたたくさんの被害を減らすことができるのか、まずお伺いしたいと思います。

○坂本副大臣 新しい消費者取引の形態が次々に出てきているんですね、毎年毎年。さらに、悪質な事業者が規制を逃れる新手の手口をこれまで毎年毎年考え出しています。昭和五十一年の法制定後通常で、おっしゃるよう六年、最近の五年間でも三回の法改正を行つております。

今までの法改正といつても、包括的かつ実効ある規制を設けようとすれば、通常の事業活動にまで過度な負担や弊害を生ずるおそれがあり、他方、広く浅い規制を設けるにとどまれば、悪質事業者に対しても実効ある規制とはならない、新手のトラブルに対処するため、迅速かつ的確な法改正がその都度必要とされたためであった、こうなつております。

今回の改正は、民事ルールの充実を図ることとしておりまして、その内容は、御承知のように、虚偽説明等の場合は契約を取り消せる、それから、返品できるルールも整備しております。同時にまた、クーリングオフを妨害した場合には、期間が経過後でもクーリングオフができる。そういうようなことをやることによって、実際に被害になつてゐるということです。

そういう意味で、消費者の方もより適切な判断ができる知恵をつけていかなければならないと思います。特に、高齢者というのはある意味仕方がないのかなという感じがしますけれども、しかし、十代や二十代の若い人がこうした手口に大変だまされているということは、私は大変問題だと思いますが、若年層からの消費者教育というのに行われているのかどうか、消費者教育にどのよう取り組んでいるのか、お答えいただきたいと思います。

○徳永政府参考人 消費者取引に関する苦情相談のうち、二十歳以下の若年層の相談が四分の一を超える、そういう状況には、文部科学省としても憂慮をしているところでございます。

大学におきます対応につきましては、つぶさに把握しているところではございませんけれども、各大学におきましては、入学時に配付する学生便覧の中に悪質商法に関する記述を載せる、学生に対する注意喚起を行う、あるいは、各大学には学生相談窓口が設置をされておりますけれども、そこで学生からの相談を受け付けまして、地域の消費者相談窓口への相談を勧める、こういった対応を行つていています。

また、これに加えまして、特に近年では、悪質商法に関する講演会を開催する、あるいは学生に対する注意喚起のチラシを配布する、ホームページで注意喚起をする、こういう対策を講じておられます。

さらに、本年一月には、経済産業省からの要請も踏まえまして、全国すべての国公私立大学、短期大学に対しまして、学内広報を通じた情報提供、あるいは学生に対する啓発の一層の推進、そして、名前を聞けば、市役所の方から来たというふうに答えるんだそうですね。そうすると、もう何か安心して、まあ方角が市役所といふことがあります。

例えば、訪問販売ですと、突然ピンポンとチャイムが鳴つて出でてきます。そうすると、いかにも市役所の職員風の格好をしている男の人立つていて、名前を聞けば、市役所の方から来たというふうに答えるんだそうですね。そうすると、もう何か安心して、まあ方角が市役所といふことがあります。

今後とも、大学に対しまして、関係機関とも連携を図りつつ、学生啓発の推進といったことがよう要請をしたところでございます。

今後とも、大学に対しまして、関係機関とも連携を図りつつ、学生啓発の推進といったことがしっかりと行われるよう指導していきたいと思っております。

また、特に小中高等学校の教育でございますが、これにつきましては、既に学習指導要領の中でも、例えば、小学校では、身の回りの物や金銭の計画的な使い方を考えて適切に買い物ができるようになります。

例えば、小学校では、身の回りの物や金銭の計画的な使い方を考えて適切に買い物ができるようになります。

中学校では、販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資、サービスの適切な選択、そういうことを扱うこととしております。

例えば、具体的に、特に悪質商法につきましては教科書の中にも、中学校の技術・家庭の教科書では、具体的に、通信販売など中学生にかかわり深い販売方法、あるいは悪質な訪問販売、キヤッセールス、アボイントメントセールス、マルチセールスなどに関する記述を載せまして、あるいはまだ

ンターなど各種相談機関などがあること、そういったところにきちんと相談をすることといったことを教科書の中にも載せておりまして、そういう関係で指導を行つております。

文部科学省いたしましては、今後ともそうな対応といつたことに努力していきたいと思っております。

○菊田委員 国民生活センターの集計では、大

学、短大、専門学校生からの相談件数、平成十三年度が八百五十五件、十四年度は千百五十六件、そして十五年度も十四年度を大きく上回るだろうというふうに見られているわけですね。

そして、大学では、大学内で学生同士がこういったことをやっているという、大変問題だと思いまます、その中では、「マルチ商法」という言葉はもちろん使わないわけです。例えばアルバイトとかネットワークビジネスとか、そういう警戒心を持たせない言葉を選んで使つていているということです。そしてまた、ベンチャーで勝ち組になろうとか、年一千万円の収入といった甘い誘い文句でこういった被害を受ける学生が大変多いということです。

例えば、大学の掲示板に注意を喚起するようなチラシを張つたり、通達を張つたり、手帳を配つたりということはもうやつてあるわけですよね。しかし、そんなのはだれも読まないんですよ。また、その程度ではこうした被害がなくならないということなんですね。ぜひ大学へ行ってみてください。もう既に張つていますよ。

大学生が、こういった被害がもつともふえていくということは、やはりもつと思い切った対策を講じていかなければならぬと思います。例えば、大学のキャンパス内での契約は取り消すことができると、大学のぐらいの対策を講じていかなければ、私は、チラシを配つたり掲示板に張つたりする程度ではさほど意味がないというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○徳永政府参考人 さまざまな法的な制度につき

ましては私どもの所管ではございませんが、私どもいたしましては、この四月に、新たに日本人学生、留学生に対する各種支援施策を総合的に実施するために、独立行政法人として日本学生支援機構というものをつくりまして、そこでは、従来の奨学金事業でございますとか留学生の問題といたことに加えまして、大学生に対するさまざまなお相談指導業務といったことも行うこととしております。

そこで、ぜひこれからは、各大学に対しまして、そういう新しいさまざまな問題点、そういう悪質商法の状況等についての情報を効果的に提供する、そういうことも努めていきたいと

思つております。

○菊田委員 ゼビ各学校の問題把握を適時やつていただき、連携をとりながら実効性のある対策を講じていただきたいというふうにお願いしたいと

思ひます。

それと、今回の法改正の中で、アポイントメントセールスに対する対策が出てまいりました。午前中の質問の中にもありましたけれども、販売目的であることを隠して公衆の出入りしない個室等に消費者を誘い込んで勧説することを禁止するというふうにございます。梶原議員の質問の中に、例えはレストランや喫茶店といふものはこの公衆の出入りしない個室等に該当するのかどうかといふ御質問がありました。その答えの中では、レストランや喫茶店は該当しないということをございましたけれども、間違ひございませんか。

○青木政府参考人 午前中の御質問は、人が出入りする喫茶店はいかがですかということでおざいましたけれども、間違ひございませんか。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

公衆の出入りしない場所という要件をございますが、現に不特定多数の方が出入りしている場所はどうかといったような点も重要な点であろうと思ひます。例えは、一応店舗という形式はとつていてとても、マンションの二階等にありますけれども、看板表示なんかもほとんどないしかも、現実に特定多数の来客がないといったような場合には、仮に店舗という形式をとつていてたとしても、やはり公衆の出入りしない場所ということにならうかと思います。

いずれにいたしましても、法律ですから、いろいろな要素を抽出いたしまして、最終的に大変抽象的な表現にならざるを得ないわけでござります。本法案が成立しますれば、できるだけ早期に通達あるいはコンメンタール、そういったところでの法解釈を明確にしていきたいというふうに思つております。

○菊田委員 ゼビ実態をよく把握していただきたいと思うんですけれども、こういったマルチ商法あるいはアポイントメントセールスというのは、いかにも怪しい場所に誘い込んで、そして話を聞かせるというようなケースではなくなってきてい

るんですね。最近は、本当に大勢のお客さんが周囲にいる喫茶店に誘い出して、そしてそこで、最初は一対一で始まつたものが、いつの間にか仲間がふえてきて、三対一とかあるいは五対一といふ形で説得が始まるということなんですね。一見安全なところで、しかも相手が警戒心を持たないようなところでこうした話が進められているという現実があるわけですね。

ですから、私は、公衆の出入りしない個室等

いうのは、これはファミリーレストランや喫茶店という大勢の人が出入りするようなところでも今平然と、商談と言つたらおかしいけれども、こういう勧説が盛んに行われている現実を見れば、このような認識では大変甘いのではないかというふうに言わざるを得ないんですけれども、いかがでしょうか。

それから、第一点でござりますけれども、しか

らば、現に不特定多数の方が出入りしている場所はどうかといったような点も重要な点であろうと思ひます。例えは、一応店舗という形式はとつていてとても、マンションの二階等にありますけれども、看板表示なんかもほとんどないしかも、現実に不特定多数の来客がないといったような場合には、仮に店舗という形式をとつていてたとしても、やはり公衆の出入りしない場所ということにならうかと思います。

会だということで、でも一部販売をする、正常に

で人を集め一部販売を行うような、そういうやり方、ケースでも、いろいろ実態上ケースがあります。例えは、各種の販売、展示会などで、展示会だということで、でも一部販売をする、正常に行つてているんだけれども、そういうような例もございまして、これは直罰、罰則をかけて規制するものであります関係で、やはりこういうことになつておるわけでございます。

実際の運用上は、行政処分をします際は、消費者の方からの苦情を複数集めまして、そういうところから見てきますと、大体その意図といいますか、やり方のパターンが出てまいりますので、この要件の運用で十分にそういう悪質業者の規制が可能になつてくるのではないか、そういうふうに考えております。

○菊田委員 規制が後追いになつていたのでは間

に合わないと思うからこそ、私はこういった発言をさせていただきました。

例えば渋谷なんかに行きますと、今こういう不況の時代ですから、若い人が働く場もなくて、とてもうつせきした、もやもやした気持ちで、何か新しい出会いはないか、あるいは何かいい働き場はないかということで、町にあふれていますね。そういうたところで、悪質なセールスが始まつていたり、キヤッセールスが始まつたりするんです。

例えは、これは悪質なセールスではないかといつて、こちらがとがめたとしても、いえ、もうただ若い女の子に声をかけてナンパしているだけですとか、非常に巧妙な手口で言い逃れをしているという現実があることも、あわせて調査をしていただきたいというふうに思っております。それから、訪問販売とかマルチ商法などに残念

などからたまたまされて被害者となつたケースを調べてみると、同じ人が何回もいろいろな形で被害に遭っているという傾向があります。過去の契約に関する調査によると、ある人が契約や支払いを迫る二次被害といつものが大変になくなつているわけですが、それでも、今回の法改正でこうしたことが十分対応できるのかどうか、私は大変心配をしております。

例えば迷惑メールというのがござりますけれども、二〇〇二年四月の特定商取引法改正で迷惑メールに対する取り締まりが強化されました。しかし、現実には迷惑メールというのは一向になくなつていなわけでございます。そして、携帯のモードの出会い系サイトにアクセスした人の名簿というのは実は大変高い値段で売られていて、そして何回も同じ人にメールが送られているという現実があるわけです。

いうふうな名前で、カモになるのでカモリストと

して、来年四月には施行されることになつておる
わけでございます。

思うんですね。

二八

いうふうな名前で、カモになるのでカモリストと
いうことで、これが出来回っているという話も実際
にあるわけですね。こういったことに対する対応し
ていくのか、未然に被害を防いでいかなければな
らないと思うわけですが、いかがでしょうか。

○小川政府参考人 御指摘の、何度も被害に遭わ
れる方ということ、確かにと申し上げるとなんで
すけれども、いろいろな形態もございまして、今
挙げられた二次被害の例などは、我々、せんだつ
て行政処分をいたしましたけれども、電話勧誘な
どで、資格商法で、以前そういう何か、宅建業の
試験の講座を途中でおいた人のリストか何かに基
づいて電話勧誘をやつてまた被害を与える、そ
ういうものに対する処分もしておるところでござい
ます。

こういう被害ということに対しても、予防とい
うことと、それからやはり被害の救済といふこと
でございまして、今回も、専門法の立場

中で、極力民事ルールを強化するということを考えております。そういう中で、違法な契約を取り消せるルール、それからクーリングオフ妨害に對してさらにクーリングオフを行えるような措置、そういう民事ルールの強化でもって、そういう被害を救済しようというよなことを考えております。

あわせて、やはり消費者の方の自衛ということも非常に重要なことだと思っておりますので、消費者の方々への情報提供、それから普及啓発でございましてね、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

た悪質な業者にやりとりされているとすれば、大変な問題だと思うんですね。幾ら法改正したってそれは届かないわけでございまして、まず、個人情報の保護を徹底することから始めなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○小川政府参考人 個人情報の保護につきましてございますけれども、委員御案内のとおり、昨年、個人情報保護法が成立したところでございま

して、来年四月には施行されることになつておる

思うんですね。
これだけ架空請求が問題になつてゐる中で、民

して、来年四月には施行されることになつております。
そういうことで、その実運用といたしまして、
分野分野に応じたいろいろな対応策を、具体的には指針というような形で示していくということを考えておりますので、そういう中で、個人情報保護全般について対策を強化していきたいというふうに考えております。

○菊田委員 それから、今回の調査の中でわかつたことは、架空請求というものが特にふえてきているということでござります。全く身に覚えのない請求書がはがきやメールで送られてくるということですが、これは本当に実際に被害が生じてからでは遅いわけでございます。この架空請求というのは、今回の法律改正の中で十分に取り締まることができるのでしょうか。

○小川政府参考人 架空請求という御質問でござりますけれども、一応、特定商取引法の前提としたしまして、実際に、正業としてといいますか、営まれる事業形態を極力健全にやつていただくということでお規制を置くという前提ででき上がつているわけで、そういう前提のもとに訪問販売等の六つの取引形態を対象に法律がつくられておるということでござります。

今御指摘の架空請求ということでござりますけ

れども、これは、率直に言いまして、形態としては純粹の詐欺ということになりまして、やはり刑法による取り締まりで、検挙ということで対応をしていかざるを得ないのでないかというふうに考えております。

いをして、そして刑法の中でこれをやつしていくと、いう方が何割いたらしやるのかわかりませんけれども、大体の方は多分、架空請求というのは来ないですか、私のところにも来たことがありますけれども。ほとんどの人が今こういった、自分で判断をするから被害には遭っていませんけれども、問題があつて、そして、刑事罰に訴えなければ何でもならないようなものであつてはならないと私は

思うんですね。

それから、あつせんの場合でありますけれども、例えば、同一事業者による被害が多発してい

るような事案でありますとか、高額な被害が生じているような事案でありますとか、事業者側の行為が特に悪質であるような事案、それから高齢者等の社会的な弱者が被害に遭っているような事案については、国民生活センターなりあるいは消費

生活センターなりがあつせんを行うということをやっています。

それから、御参考までに申し上げますと、消費生活センターで解決困難な事案につきましては、各都道府県で条例等に基づきまして、苦情処理委員会、これは場合によっては紛争解決委員会とかいうような形式によるあつせん、調停が行われるというようなことがあります。

○菊田委員 この消費生活センターというのは、土曜日はなぜかお休みなんですが、平日と日曜日はやっていますよね。やっている時間を見たら、午前十時から午後四時半までということで、勤めていらっしゃる人はどうしたらいんだろうかと思いまして、これも非常に不適切といいますか不親切な対応だなというふうに思いましたけれども、いろいろ相談をして、実際に、泣き寝入りはしたくない、弁護士を立てて闘っていくんだといって訴訟を起こした人は、平成十四年度の百四万件のうちどのくらいあつせんでしょうか。

○永谷政府参考人 実際にどれくらい訴訟についているかというのは、私ども必ずしもきちんと把握しておりませんけれども、国センとか消費生活センターに持ち込まれた案件のあつせん比率といふのは、大体七%程度であるというふうに理解しております。

○菊田委員 ですから、本当に被害に遭つてしまつた人たちの救済になつていなかつてよ。ほんどの人が弁護士さんも立てられずに、あるいは訴訟を行つてこなさずに、泣き寝入り

で終わつてゐるということです。

ですから、私は、相談して終わるのではなくて、話を聞いて終わるのではなくて、その後も引き継ぎます。そのため細やかな救済制度というのをしっかりと講じてやつております。

それから、各市町村の方を調べましたらば、専門性を備えた担当の職員が対応できているというところは非常に少ないんです。ですから、結局、電話に出ても十分な対応ができないので県のセンターの方に回す、しかし、県のセンターの方は、電話が混み合つて出ることもできない、パンク状態だという話を聞いておりますが、専門の職員をきっちり配置していくこと、窓口の充実、人員の確保についてしっかりと取り組んでいただきたいことをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○永谷政府参考人 身近な市町村での相談をする人でありますけれども、基本的には相談員と称するある資格を持つ方がおやりになるというのが普通のパターンでありますけれども、財政状況がこういう状況の中で、各市区町村が非常に手元不如意ということもあって、今おつしやっているような一般的の職員の方が対応されているということも見受けられる状況であろうと思います。

そういう部分につきましては、これからももっとと私も力を尽くしていかきやいけないと思っておりまつたので、どうか御支援のほどをよろしくお願ひします。

○菊田委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○根本委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党的塩川鉄也です。

きょうは、商品取引所法一部改正案について質問をさせていただきます。

「エネルギー・フォーラム」という雑誌を見ておりましたら、ちょうど先物取引市場の特集記事を

やつております。その中で、経済産業省の商務情報政策局の商務課長さんが寄稿しておられました。

「わが国の商品先物市場には、上場商品を扱う事業者（当業者）の参加が乏しく、他方で、市場参加者の多くを個人投資家が占め（そのなかには、リスクのある先物取引を行うには必ずしも適格といえない者も多くの参加して）、取引の委託を受ける商品取引員とこれらの投資家との間でトラブルも多く発生し、それがまた当業者の参加を敬遠させたという悪循環の面もある」このように述べております。この指摘は間違つておりますか。その点だけ。

○青木政府参考人 正しい指摘だと思います。○塩川委員 経済産業省ですからよく御承知なわけですけれども、先物の初心者をトラブルに巻き込むような現状がある、そのため、本来当業者が中心であるべきものがそうなつていない、当業者が参加するのをためらうような悪循環になつてゐるんだ、これが今の現状だという認識であるわけです。

そこで、日本の先物市場は一般投資家の比重が高いと言われております。どのくらいなのか。逆に、当業者の割合がどのくらいかということでお示しいただいても結構ですけれども、わかるところで教えてください。

○青木政府参考人 我が国の商品先物市場に参加しますいわゆる個人投資家の割合についてでござりますけれども、必ずしも十分なデータは整備されておりませんが、我が国代表的な市場であります東京工業品取引所、その中でも非常に取引が活発な石油関係、それから金の関係でございますけれども、これを、一定の推計が多少ありますけれども、試みましたが、おむね約五割台から七割台を推定されます。

ちなみに、金が六二%、ガソリンが七一%、灯油が七七%、原油が五八%、軽油が五六%でございました。

います。

○塩川委員 ガソリンの数字はわかりますか。

○青木政府参考人 ガソリンは七一%でございます。

石油製品でも七割ぐらゐの数字です。

アメリカのNYMEXの原油市場の場合は、石油トレー

ますと、石油の業者が三割ぐらゐ、石油トレーダーが四割ですから、合わせて実需家が七割を占めている。実質的に、個人投資家という方はほとんどその比重がないわけあります。

日本と大きな違いがあるわけで、日本の先物市場は一般投資家がかなりの割合を占めると言われております。その点だけ。

います。

○塩川委員 当業者の割合が高いと言われている

石油製品でも七割ぐらゐの数字です。

アメリカのNYMEXの原油市場の場合は、石油トレー

ますと、石油の業者が三割ぐらゐ、石油トレーダーが四割ですから、合わせて実需家が七割を占めている。実質的に、個人投資家という方はほとんどの比重がないわけあります。

います。

○塩川委員 ガソリンの数字はわかりますか。

○青木政府参考人 ガソリンは七一%でございま

す。

○塩川委員 当業者の割合が高いと言われている

石油製品でも七割ぐらゐの数字です。

アメリカのNYMEXの原油市場の場合は、石油トレー

ますと、石油の業者が三割ぐらゐ、石油トレーダーが四割ですから、合わせて実需家が七割を占めている。実質的に、個人投資家という方はほとんどの比重がないわけあります。

います。

○塩川委員 国民生活センターの数字はわかりま

すか。

○青木政府参考人 平成十一年度が三千八百八件、十二年度が四千四百四十一件、十三年度が六千百七件、十四年度が八千三百五十件、昨年度が七千三百七十二件でございます。

○塩川委員 経済産業省の数字を見ても倍以上になつておりますし、国民生活センターも、九九年度から〇二年度にかけて二倍以上になつています。〇三年度が七千三百何十件と言いますが、これはまだ全国のが集計されておりません。最終的な数字が出るのはあと二ヵ月先ですから、〇二年度の八千件を上回るのは必至であります。

そういう意味では、被害件数というのがウナギ登りになつてているというのが現状で、九八年の法改正以降に被害件数が急増している、これが現状だと言えると思うんです。それで委託者保護が強化されたと言えるのか。大臣、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 九八年以降急増をしたのが法改正をしたからだというふうには、そう単純には言えないと思います。

○塩川委員 九八年の法改正で委託者保護が強化されたのか、その点、いかがですか。結果として強化されたのか。

○青木政府参考人 塩川委員御案内のとおり、平成十年の法改正で各種の保護措置を講じたのは事実でございます。

特に、日商協におきましては自主規制を策定するといったようなことで、これに違反した場合には過怠金の賦課を行う、あるいは外務員、いわゆる委託者との、第一線に立つ営業員でございますが、その登録制度を運用いたしまして、職務停止の制裁を行うといったような点もございました。

それから、万一对外トラブルが発生したときには、当然、苦情の対応を商品取引員に求めるといったようなこともございますけれども、なかなか解決に至らないというときには無償の専門の弁護士あつせんの調停を行うといったようなところもござります。

ざいます。

特に、このあつせん・調停制度につきましては、委託者の方が裁判に行かずにこのあつせん、調停という制度で物事を解決したいという場合に事業者はそれに従わなければならぬ。そういう意味で、大変委託者にとって有利な、片務性の高い制度でございます。

ただ、他方で、御案内のとおり、商品先物市場の拡大に伴いまして、苦情件数が増加傾向にあるというのも事実でございまして、これを解決すべく、今回の各種の御提案を申し上げているところでございます。

○塩川委員 要するに、この三年間で倍増しているということに対して、これで委託者保護が強化されているのかということについてお答えがないわけですよ。九八年の法改正がどうだったのか。

私は、率直に、現状で見れば、委託者保護が改善されなかつたというのがこの教訓じゃないか。

○塩川委員 九八年の法改正をお手元に資料を配付させていただきました。

「商品先物市場の取引金額および苦情相談件数の推移」であります。折れ線グラフが国民生活センターに寄せられた苦情相談件数であります。棒グラフが取引金額であります。ここでごらんいただきたいのは、九九年度以降、石油市場の取引が始まつままで、これが非常にこの間急増しております。いわば、この石油市場の取引金額の急増とともに被害相談件数もふえているとも言えるような数字にもなつていて、

○青木政府参考人 この苦情件数と石油市場がどういふて経済産業省が許可をして、石油を新たな対象品目に加えたことがさらに被害を拡大させたこと

か。この関係にあるかというのは、必ずしも私ども

もまだつまびらかにしておりませんけれども、確

かに、最近、特に国民生活センターの数字を見ますと、非常にウナギ登りであるというのも事実でございます。

こうしたこと、私ども、一つの教訓といったままで、今回の改正案におきましては、特に委託者保護を、委託者債権、委託者資産の保全といつたような構造改善の面から抜本的に強化するというのが第一点。

それからもう一つは、行為規制として、本日も議論されております勧誘規制あるいは適合性原則の導入、あるいは説明義務の導入、これに伴いまして行政処分の強化、刑事罰の強化といったような

ところを御提案申し上げているところでございます。

○塩川委員 いわば、この間、九八年の法改正がありながら、結果として委託者保護が改善をされていないのに、石油を新たに加えた政府の責任は極めて重い、このことを指摘するものであります。

実際、では現場はどうなつていて、日弁連、弁護士の方などが先物取引被害の全国研究会をつくられて、被害の一〇番などを行つておられます。そのデータを見ても、取引の未経験の方が大変多いということをうかがわせる内容で、女性や高齢者の方の被害が大変大きいという方が指摘をされております。日弁連の商品先物取引制度改革の意見書でも、「こうした先物被害は、一部の業者だけが引き起こしているのではない。業者が大半に苦情があり、業者に損害賠償責任を認められる判決も一部の業者に集中しているというわけではない」、このように厳しく指摘をしているものです。

そこで紹介をしたいのが、ある商品取引員の会社がつくりました「セールス・マニュアル」、これはこのコピーですけれども、いわば勧誘のマニュアルですね。具体的にこういうふうにして顧客に声をかけるんだ、こういうものが実際に会社の中でつくられて、これによつて勧誘が行われて

いるわけであります。

ここで、今回、二百十四条の不当な勧誘等の禁止についてでも、これまで、絶対もうかりますと言つて、不安だ、損するかもしれないというのに対して、「直接拒退法」という項目があつて、「とんでもございません。今の状態は一〇〇%とは言えません。今

かに、最近、特に国民生活センターの数字を見ますと、非常にウナギ登りであるというのも事実でございます。

止ついてでも、これまで、絶対もうかりますと言つては違法だとされていたわけですが、しかし、この実際のマニュアルには、具体的な内容でありますと、例えば、顧客の方から相場観に対する調停案が出たときに、委託者がそれを受理するという場合には、同じく商品取引員はそれに従はなければならぬ。そういう意味で、大変委託者にとって有利な、片務性の高い制度でございま

す。

そこで、この説明義務とは二つございまして、一つは、その仕組みでございます。

先ほど来御議論をいたしましては、これに違反した場合には無過失の損害賠償責任を課すということです。

そこで、この説明義務とは二つございまして、一つは、その仕組みでございます。

先ほど来御議論をいたしましては、この裏腹とし、相場の変動によっては担保金をはるかに上回る大きな被害が出るといったようなことをしつかり説明する必要がござります。

今御指摘のように、一〇〇%とは言えないが値上がりが期待できるといったような表現は、勧誘に当たつて先物取引の有利性をいたずらに印象づけようとしているところでございまして、そういう説明

うに思います。

○塩川委員 これだけ被害があふえているわけですから、現実にこういう問題については是正措置をやるわけでしょう。具体的にこの問題について、法の遵守を当然事業者に求めていくわけですよ。そ

の際に、おたくのところではどうなんだ、ついては、こういうマニュアル、つくっている際に、その中身どうなっているのかということぐらい、チェックするぐらい当然できるんじやないですか。それもやらないんですか。

○中川国務大臣 ですから、新しい法を成立させていただいたときに、そういうものについて、チエックという言葉の意味がちょっとお互いに正確ではないかもしれませんけれども、その権限によつて、そのマニュアルのあるなら出せと言うのは、余りにも、ちょっと強権的過ぎるというふうに思います。

○塩川委員 率直に言つて大変弱腰ではないかと、いうふうに思つんですけれども、現場の実態を考えたら。

大体、この間の事業者の方、例えば適合性の原則の問題についても、我が党に幾つもの深刻な相談例が寄せられています。

埼玉県在住の七十九歳の年金生活者の方は、さきかけは新人女性営業社員の熱心な勧誘で、自分の孫と同じぐらいのそういう娘さんから電話をもらつて、その若い新人を励ましたいという思いで契約を結んだ、その善意があだになつたのですね。契約後には、その新人社員じやなくてベランの社員が出てきて、私は先物取引を十年やつてゐる、決して損をさせたことはない、投資は四、五日我慢すれば戻つてくると、勧められるまゝにガソリンの先物を計六百三十万円分買つた。ところが、一週間もしないうちに事態が大きく変わつて、あと三百五十七万円出さないとだめになりますと殺し文句を言われて、追い証を請求され金の一千万円を投入し、返ってきたのは四十万円のみだった。一方、手数料として商取会社に幾ら

入ったかというと、三百七十万円ですよ。

私、こうした一定年齢以上の高齢者や資金的に余裕のない年金生活者への勧誘というのは、そもそも適合性原則違反として禁止すべきだと思います。

○青木政府参考人 適合性原則は、御案内のとおり、顧客の知識、経験、財産の状況といった個別具体的な事情によって判断されます。したがいまして、一定年齢以上の高齢者を一律に不適格者とすることは適当ではないと思います。

ただ、今回、適合性原則を法律上の義務と明定したことに伴いまして、その遵守について実効性を確保するため、具体的なガイドラインを策定、公表したいと思います。

きょうの午前中にもお答えしましたけれども、例えば、一定年齢以上の高齢者、こういう者を例えれば原則として勧誘してはならないという原則のもとにその例外を認める、かつ、その要件に該当するかどうかは厳正な社内審査手続のもとに認められるといつたような点で、仮に、万に違法なもののがございましたら、単に一外務員の問題ではなくて、会社の問題として責任が追及できる、そういうふうに思つます。

○塩川委員 具体的なガイドラインの中でも、両

年の二〇〇一年、二〇〇二年の三年間で二億円を超える金額が入つてます。私は、そういうところに政官業癒着があつて、委託者保護が図られない、こういう問題が起つてます。こういう点をきちっと是正すべきだ。天下りの禁止をする、企

業献金問題についても、こういう事業者から受け取らない、こういうことが必要だと思うんですねども、大臣、いかがでしょうか。

○根本委員長 塩川委員、もう時間が経過しておりますので、御協力願います。

では、副大臣。

○塩川委員 具体的なガイドラインの問題については、また次回、きちんと聞かせていただきたいと思うんです。

実際、この間、日弁連などの要求の中でも、両

午後四時十三分散会

○根本委員長 次回は、来る十四日水曜日午前十時二十分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

このことを指摘したい。

あわせて、自民党との関係も問われてまいります。業界紙の先物協会ニュースは、〇三年一月号で、これはコピーがありますけれども、「先物取引所得税制『画期的な前進』、自民党税制改正大綱に盛り込まれるというふうに述べて、〇三年七月号の先物協会ニュースには、「私どもの要望がほぼ認められるという大きな成果をあげることができます」と述べて、税制面での前進があつた。これが結果として、被害急増の背景にもつながるよう大きな問題になつてきているわけですね。

○中川国務大臣 税制は、小泉総理もよく言つておられますけれども、適法な、法律の範囲内で許されるものについては、きちつとした範囲内で行わるべきものだと考えています。

○塩川委員 やはりこういう政官業の癒着を正しこそ、本当の意味での委託者保護と先物取引市場の健全化が図られる、このことを申し上げておきます。

○塩川委員 確かに、経済産業省から商品取引所の役員に五名ほど行つてますが、これは個人としての見識、経験等が評価され、適材適所として配置されたものと思つています。

○坂本副大臣 確かに、経済産業省から商品取引所の役員に五名ほど行つてますが、これは個人としても重要であると考えておりますから、かりにそもそも監督行政の厳正さが損なわれているとの疑念を抱かれるようなことのないような適切な運営に努めてまいりたいと考えておりますし、また、

政府、内閣の方で公務員制度改革に今取り組んでおりますから、当省としても、そのルールの確立に協力し、確立されたルールにつきましては、その精神を十分理解して、厳守していくようにして

いくつもりであります。

○塩川委員 献金問題へのお答えがありませんので、大臣、一言で結構ですから、ぜひお願ひします。

○中川国務大臣 献金は、小泉総理もよく言つておりますけれども、適法な、法律の範囲内で許されるものについては、きちつとした範囲内で行わるべきものだと考えております。

○塩川委員 やはりこういう政官業の癒着を正しこそ、本当の意味での委託者保護と先物取引市場の健全化が図られる、このことを申し上げておきます。

○根本委員長 次回は、来る十四日水曜日午前十時二十分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

C